

総務市民委員会 会議録

日 時 令和2年2月26日（水曜日）

午前10時00分開会、午後2時33分閉会

場 所 第3委員会室

日 程

- 1 開 会
- 2 委員長あいさつ
- 3 協議事項
 - (1) 消防本部関係
 - (2) 市長公室関係
 - (3) 総務部関係・監査事務局
 - (4) 市民生活部関係
- 4 その他
- 5 閉 会

出席委員（8名）

委員長 島岡 宏明
副委員長 今野 貴子
委 員 久松 猛
委 員 吉田 博史
委 員 吉田千鶴子
委 員 海老原一郎
委 員 柴原伊一郎
委 員 篠塚 昌毅

欠席委員（0名）

説明のため出席した者（23名）

市長公室長	船 沢	一 郎
総務部長	望 月	亮 一
市民生活部長	小松澤	文 雄
消防長	飯 村	甚
消防次長	塩ノ谷	秀 雄
政策企画課長	山 口	正 通
広報広聴課長	羽 成	健 之

総務課長	真 家	達 成
人事課長	今 野	修
納税課長	大 橋	博
市民活動課長	飯 泉	貴 史
生活安全課長	坂 本	英 宣
市民課長	佐 野	善 則
環境保全課長	佐 賀	憲 一
環境衛生課長	五 来	顕
消防総務課長	嶋 田	邦 彦
予防課長	谷田貝	修
警防救急課長	岩 松	克 彦
消防総務課課長補佐	堀 本	良 博
警防救急課課長補佐	宮 本	勉
消防総務課係長	小 島	博
警防救急課係長	持 丸	恒 次
消防総務課主幹	岡 野	政 和

事務局職員出席

主 査 寺嶋 克己

傍聴者（1名）

男 1名

女 0名

○**島岡委員長** おはようございます。ただ今から総務市民委員会を開催いたします。今回は事前の委員会でありますので、本会議に上程される案件についての詳しい質疑は、基本的に定例会中の本委員会で行うことにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり。）

○**島岡委員長** それでは、そのようにご協力お願いいたします。また、先般の予算内示会で説明いただいた部分については、簡潔にご説明いただきますようお願いいたします。なお、本会議までに議案等に関する資料が必要な場合には、執行部に対して請求願います。

これより消防本部の案件について協議を行います。消防本部資料に基づきまして、令和2年度消防費主要事業の概要について説明願います。

○**嶋田消防総務課長** 令和2年度消防費主要事業の概要についてご説明いたします。令和2年度に予定しております消防本部の主要施策といたしまして、常備消防車両更新事業を予定しております。予算額といたしまして、4,040万5,000円でございます。内訳といたしまして、国県の支出金で1,508万1,000円。地方債で2,170万円。一般財源で362万4,000円でございます。事業の目的といたしまして、長年の使用により性能が劣化した消防車両を計画的に更新整備し消防力の基幹である消防車両の活動能力の維持を図り、より一層の安心安全な市民生活の実現に資するものでございます。事業内容でございますが、土浦消防署に配置している高規格救急自動車1台を救命資機材と合わせて更新整備を予定しております。更新となる車両は平成21年度配置で現在11年が経過しており、走行距離は23万4,000キロになる車両でございます。全体事業費は予算額同額の4,040万5,000円を予定し、総務省の補助金である緊急消防援助隊施設整備費補助金での更新整備を予定しております。今後の予定といたしましては、消防車両を更新整備基準通りに計画的に更新し消防力の充実強化、安心安全な市民生活の実現を目指すものでございます。期待される効果、成果等でございますが、消防力の基幹である消防車両を更新整備し、救急救助業務を含めた消防体制の充実を図り、安心安全なまちづくりに寄与できるものと考えております。説明は以上となります。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。

（「なし」という声あり。）

○**島岡委員長** この程度とする。

次に、住宅用火災警報器等取付け支援事業について説明願います。

○**谷田貝予防課長** 住宅用火災警報器等取付け支援事業についてでございます。1 概要ですが、一般住宅火災から高齢者、障害者のある方の生命・身体・財産を守るため自ら住宅用火災警報器等を設置することが困難である高齢者等の世帯に対し、取付け又は取替えの支援を消防職員が行うものでございます。2 支援の対象世帯でございますが、市内に居住するもので次に掲げるもののみで構成されている世帯でございます。（1）65歳以上の者。（2）身体障害者手帳の交付を受けている者。（3）その他消防長が自ら住宅用火災警報器等を設置することが困難であると認める者でございます。3 支援の内

容であります。申請により取付け個数、取付け日時等を決め、消防職員が訪問し、住宅用火災警報器及び感震ブレーカーを設置又は取替えの作業を無償で行うものでございます。ただし、機器についてはご自身でご用意していただきます。4 施行日でございますが、令和2年4月1日でございます。5 その他としまして、(1) 上記以外で取付け、取替えを希望する世帯には、取付請負業者を紹介いたします。(2) 市で実施している、寝たきりの高齢者や障害のある方に「日常生活用具の給付」の一つとして、住宅用火災警報器を給付金で取付けもできる制度がありますので、併せて周知してまいります。6 備考としまして、全国、茨城県、土浦市の令和元年6月1日現在の住宅用火災警報器の設置率を掲載いたしました。以上でございます。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。

○**海老原委員** これについては、いいんですが。住宅用火災警報器かどうかわからないんだけど、最近、火災警報器の誤作動が多いと聞いているんですが。その件について、今日でなくていいんだけど、そういうことは如何でしょうか。

○**谷田貝予防課長** 主に煙を感知して作動するんですが、ごみとか入ったり、あとは、虫ですね。入ったりして、誤作動というケースがあるようなんですね。あとは、電池切れの場合は、電池が切れたとお知らせのために鳴るというシステムもありますので、その辺かなと思うんですが。

○**海老原委員** 住宅用だけではないかもしれないと思うんだけど。共同住宅も含めて。かなりの警報が。警報というのかな。誤報があると聞いているんですけど。

○**谷田貝予防課長** 一般の共同住宅なんかは、湿気とか雨漏りでも誤作動がしちゃうケースがございます。

○**海老原委員** だから、誤報は多くないのかということを知っているの。ただ今日じゃなくていいです。

○**飯村消防長** 誤報の件数。じゃあ調べて。

○**谷田貝予防課長** 調べてお答えいたします。

○**久松委員** 高齢者にとっては朗報なんだけれども、具体的には取付けたいと思う人はどうすればいいのですか。4月1日からスタートするんでしょ。高齢者に対して。消防に電話するの。

○**谷田貝予防課長** 消防本部予防課の方が窓口となりまして、回していただければ対応いたします。

○**久松委員** これは、職員がやってくれるの。業者紹介してやってくれるの。

○**谷田貝予防課長** 資料の2番の支援の対象の世帯には消防職員が出向いて取付けるということになっております。

○**吉田(千)委員** これの皆さんの周知の方法ですね。それをちょっと。

○**谷田貝予防課長** ホームページと土浦市の市報ですね。あとはイベント等があった場合には広報したいと思います。

○**吉田(千)委員** ありがとうございます。中々ご高齢の方がこれをちょっとね、目にするとか、周知を図ってもですね、わからないと。できれば、地区長さん、そういった

ところを通して、ちょっと一回流していただければありがたいなと思います。よろしく願いいたします。

○**今野副委員長** 私も今吉田（千）委員と同じことを質問しようと思ったんですけども、高齢者の方たちとかは、ホームページを見るとか市報を見るとということがちょっと困難な方たちもいらっしゃると思いますので。本当に周知の仕方、もう少し懇切丁寧にした方がいいのかなと思うのが一つと。あとこれは個数制限とか、期日制限とかあるのですか。

○**谷田貝予防課長** 広報につきましては、いろいろ検討して広報したいと思います。個数制限でございますが、自分で取付ける方は、機器は購入していただくので、個数制限はございません。

○**飯村消防長** 費用負担は我々としては発生しないんですね。いくらでも付けてくれと言われれば。あと周知の方法なんですけれども、春と秋に個別訪問して、消防職員が、いろんな火災警報器の取付け状況とか、そういう調査も行っておりますので、その時合わせて周知をしております。

○**今野副委員長** この対象世帯ということですか。

○**谷田貝予防課長** いえ。全世帯です。全世帯というか、対象世帯を区切ってですけれども。個別訪問をする期間がございますので。その時にも合わせて周知をしていく。

○**今野副委員長** ちなみに、少し前に私の住んでいるアパートも誤作動がありまして、大変な状況でした。気温差とかなんとかで誤作動したみたいな説明を消防署の方から受けましたけれど。だいたいいろいろな種類で誤作動を受けるんだなと私もちょっと体験しました。

○**篠塚委員** 警報器の調査率76パーセントとあるんですが、この調査は個別に回っているんですか。それで付いているか、付いてないかの判断というのは。マル適マークみたいなものはあるけれども、それを付けたりとかしているよ家庭の方は。どれだけこの調査率が本当にあがっているかというのは、全世帯を回るのは難しいかと思うのですが、どのようにされているのでしょうか。

○**谷田貝予防課長** 消防長の説明にもありました、春と秋の火災予防週間で、その地域を区切りまして消防職員が出向いて、付いているかいないかの質問でチェックしましてやっております。あとはイベント等で来庁者に対しまして、アンケートをやってまして、それで付いているかいないかを確認しております。

○**篠塚委員** 法律上付けなくてはいけないということになっているんですけども。まだそれが広まっていない。付けているか付けていないかわからないところもあるので、あと全戸回るのも大変なので、消防団員の協力とか、そういうところも今後課題として、それと付いているという印みたいなものももしあればやるとか、そういうのもちょっと課題として考えていただければと思います。

○**島岡委員長** その他、何かありますか。

（「なし」という声あり。）

○**島岡委員長** この程度とする。

次に、第28回火災予防ポスター展表彰式について説明願います。

○**谷田貝予防課長** 第28回火災予防ポスター展表彰式についてでございます。令和2年2月29日土曜日10時から消防本部3階講堂で開催予定でありましたが、新型コロナウイルス感染防止のため、開催を中止といたしました。今年度は小学校低学年の部から9点。高学年の部から29点。中学校の部から12点。合計50点の応募があり、審査会を10月9日に消防本部にて実施いたしました。また、10月29日から11月8日まで、アルカス土浦で。11月9日から11月17日までイオン土浦にて全応募作品を展示いたしました。受賞者は3ページの表のとおりでございます。4ページには各部門の最優秀賞、優秀賞作品を掲載しております。この中から中学校の部の最優秀賞の土浦第一中学校7年生の加藤誓さんの作品を原画賞といたしまして、火災予防ポスター500枚を作製し、市内事業所等に配布する予定でございます。なお、表彰式は中止となりましたことから表彰状等は各学校の校長先生等から受賞者に渡していただく予定でございます。説明は以上でございます。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** この程度とする。

次に、土浦市消防団応援の店について説明願います。

○**岩松警防救急課長** 土浦市消防団応援の店についてご説明いたします。この事業の目的は洪水などの自然災害が頻発化し、また少子高齢化の中、全国的に消防団員の減少が続き、土浦市におきましても消防団員の確保が近々の課題となっております。こうした中地域の安全を守るため日夜活動をしている消防団員及びその団員を支える家族のために買い物などに割引の特典サービスを提供していただける事業所を募集するものとなります。これによりまして消防団員の加入促進と店舗事業所の地域活性化を図り地域の防災力につなげるものとなります。利用開始にあたっては令和2年4月1日を予定しております。対象者は土浦市消防団。現在504名と同居家族が対象となります。応援の店の役割は消防団員等に対し優遇措置の提供をお願いするものとなります。現在県内で14市町村がこの事業を行っているところでございます。添付資料6ページ、資料1をご覧ください。こちらは、今説明した内容を図案化した全体の流れとなります。7ページの資料をご覧ください。各店のサービス内容を掲示したものとなっております。5ページに戻りまして、1番下のつちまるのポスターが協力加盟店に表示していただくものとなります。説明は以上となります。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。

○**久松委員** これは消防団員がお店に行った場合に、自分が消防団員だよという証明書みたいなものを提示するんですか。

○**岩松警防救急課長** カードを個別に作りまして、それを店舗に見せて、団員の確認を取るという形になります。

○**今野副委員長** これは事業所、新たな事業所を募集するのと同時に、団員の皆さまも使用可能という状況なんですか。

○**岩松警防救急課長** 4月1日以降を予定しております、お店の方は現在のところ進捗状況といたしまして、商工会議所の方にこの前行きまして、2,400部くらい事業所に配布する予定であります。現在の進捗状況としては、そういった形で1店舗でも多く加盟いただいて、消防団員へのご理解というか、図っていききたいなということになります。

○**今野副委員長** いわゆる、団員が使用可能と同時進行で使用可能になるということですか。お店の特典を。

○**岩松警防救急課長** 同時進行です。加盟店が手を挙げていただければ、提示していただいたカード個別に配布しますので、それを提示することによってサービス特典が受けられると。

○**今野副委員長** 4月1日から受けられるということですね。わかりました。ありがとうございます。

○**吉田(博)委員** ここまでやらないと集まらないのかなと思うんだよな。まさか消防がそういうことをやるとは考えてなかったんだけど。これは先に導入している県内の市町村の話というか、成果というか、そういう話は伺っていますか。

○**岩松警防救急課長** これをやって数字化して見える形で増えているとはちょっと、そこまでは結果としては表れないんですが、やっぱり消防団員ってもっと年々減っていく、右肩下がりで減っているんで、それを食い止めるという事業でもあるし、地域活性化とつなげるような合わせ技みたいな事業となりますので。すぐ結果に表れるかといったらちょっと難しい。

○**吉田(博)委員** 難しい判断だよな。でもやらんといけないという。背に腹は代えられないということもあるよな。はい。わかります。

○**飯村消防長** 今の補足なんですけれども、消防団、確かにあちこち導入しているところいくつか聞いてみました。やはり消防団員を増やす効果は目に見えて現れてはいないんですけれども、今課長が言った通り、減っていくのを食い止める効果がもちろんありますし、あと家族が使えるようにしたというのが、消防団活動を普段やっていただいて、家を空けることも多い。そういった事で家族にいろいろ負担をかけている。そういった方たちが活動しやすくするというのが、減っていくのを食い止める上では大きな効果になるのかなというふうに思っています、今まで導入をすでに14市町村、県内でもやっていますけれども、導入してこなかったのも、今委員がおっしゃったように、効果の点で、どれだけ効果があるんだというので、なかなか踏み切れなかった部分もあるんですけれども、やはり必要だろうという判断をして、これからやらせていただくことにしたものでございます。

○**吉田(博)委員** 確かに、茨城県の中でもキッズカードとか、いろんな使っているんだよな。これはどちらかというと団員というより団員の家族だよな。家族に対しての大変申し訳ないけども、このくらいのことしか出来ませんが、みたいなな。そういうところだろうな。まだまだ消防団員の数がいるというのは消防長が言ったように確かに今後もその推移は考えられると。その時にこれに限らず次の手は何かといえば常に模

索していかななくてはならないよな。大変ご苦労様だと思います。

○久松委員 協力店舗はどういう形で確保していくのですか。

○岩松警防救急課長 先ほど述べたように商工会議所とか後は市報に載せたりとか。いろいろなところ後々段階的に選定方法というのは考えてくるつもりであります。

○飯村消防長 後ですね、今課長が言った通りなんですけれども、あと消防団員自身ですね、いろんなつながり。やはりOBとかもおりますし、お店をやっている知り合いの方とかもいるんです。自分がしょっちゅう行っているお店でこういう制度があるのでぜひ入ってくれないかというような、そういった口コミで広めてもらいたいなと思っています。

○久松委員 消防団員自身にも協力してもらおう。

○飯村消防長 そういうことです。

○吉田(千)委員 えっとあの、これに関する費用ですね。その辺はお店はいろいろサービスなどをしていただくのです。その辺の対応というか、どうなっているのかを。

○岩松警防救急課長 7ページをご覧くださいわかりますように、お店によってサービス内容というのが様々でして、お通しがタダになるとか無料になるとか。あとは飲み物でカバーしたりとか、割引制度とか。

○飯村消防長 費用とは、市の負担ということですよ。

○岩松警防救急課長 市の負担としては、宣伝のカードを作る経費と、後は先ほど言いました店舗。加盟店のチラシですね。を定額うん万円の世界の話なので、それほど経費はかからないということです。

○吉田(千)委員 ということは、お店側は、ご厚意でやっていただくという。そういう状況になっているということですか。大変ありがたいことだと思います。あともう一点。先ほどもお話しがありましたけれども、キッズカードとか様々あるので、その辺のそのなんていうんですか。それがあるとじゃあもう使えないよとか。両方使えるのか。その辺もちょっと。今すぐどうのこうのはないんですけれども。現場でね混乱するといけけないので、その辺はちょっとよく見といていただければなというふうに思います。行った時にね、これは出来たけれど、こっち使っていたら、使えないとか、そういう状況があるとすると大変失礼になりますので、よろしくその辺はお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○久松委員 それチェックはしないんだらう。チェックはしないんだらう。こっちのカードを使っているからこれは使えませんよとか。

○岩松警防救急課長 お店の気持ち。

○久松委員 そうか。そうか。

○島岡委員長 その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 この程度とする。

次に、令和元年中火災概要について説明願います。

○岩松警防救急課長 令和元年中災害概要について報告いたします。火災概要ですが、

火災発生件数は48件発生し、平成30年と比べ9件の増となりました。火災種別では建物火災が25件。前年と比べ6件の増。車両火災は9件で前年と比べ5件の増。その他火災は、前年と比べ1件減となっております。死傷者に関しては、死者1名、負傷者13名。いずれも前年と比べて減少となりました。火災の主な原因は放火及び放火の疑いですが9件発生し、前年に比べ9件増となりました。次いでコンロ火災が4件で前年と比べ2件の増となっております。以上が火災概要となります。次に救急概要について報告いたします。救急出場件数は7,549件で前年と比べ185件の増となりました。ここで訂正なんですけど、不搬送件数のところの一番右なんですけど、付いているんですけど、これはマイナスではなくて増なので、△の削除、訂正をお願いいたします。搬送人員に関しては151人の増となりました。程度別では軽傷者が3,562人で全体の51パーセント。中等症、入院が必要なものですね。これが2,731件で全体の39.2パーセント。重症が601人で8.6パーセント。死亡は86人で1.2パーセントでございます。令和元年においても軽症者の搬送件数が過半数ということで、今後も救急車の適正利用を呼び掛けていきたいと考えております。バイスタンダーによるAEDの実施件数は1件ございました。最後に救助概要ですが、出動件数が118件で9件の増。救助人員は51人で前年比10人の減となりました。救助事案ですが、約半数近くが一人暮らしでの施錠されている方に、中に入れず安否確認の救助事案が多く見受けられました。以上が令和元年中の災害概要となります。

○島岡委員長 この件について何かありますか。

○久松委員 バイスタンダーというのは、そばにいた人が実施したという意味。

○岩松警防救急課長 近くにいた方がAEDを使ってバイスタンダーをしたという件数です。

○久松委員 バイスタンダーとは何なの。

○岩松警防救急課長 近くに居合わせた方ですね。はい。

○久松委員 がAEDを使ったと。

○岩松警防救急課長 AEDを使用したということになります。

○海老原委員 火災件数が48件となっているんだけど。その下の主な火災原因が放火から、これ載っているの16件なんだよね。それ以外にいろんな火災原因がいっぱいあるということですか。

○飯村消防長 この数字が合わないのは、不明件数ということでございます。

○海老原委員 すると48から16引いて、32件は不明だということいいんですか。

○岩松警防救急課長 すいません。これ。主な原因として、全部載せるともっと細かくなってしまうので、1件1件というのが結構原因として、電気火災であるとか。電気の中でも、コンセントからのスパークとか。そういったことを個別にしてみると、ひとくくりでここに載せると載ってこないの。不明に関しては、6,7件だったと記憶しております。

○海老原委員 はい。わかりました。

○島岡委員長 その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 この程度とする。その他消防本部から何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 委員から何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 消防本部の皆さんは退席して結構です。

(消防本部退席)

(市長公室入室)

○島岡委員長 これより市長公室の案件について協議を行います。市長公室資料に基づき、土浦市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の全部改正について説明願います。

○山口政策企画課長 土浦市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の全部改正でございます。1番の条例改正の経緯の方をご覧いただきたいと思っております。本条例は、一番上の箱でございますけれども、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律。これはいわゆる行政手続オンライン化法というものがございまして、これに基づき制定されたものでございますけれども、この法律がですね昨年の12月に情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律。通称、デジタル行政推進法というものに改正をされましたことから、本条例の大部分が変更となりますことから、名称を変更した上で、条例の全部を改正するものでございます。2番をご覧ください。まず、改正されたデジタル行政推進法というものは何かというところがございますけれども、趣旨・目的といたしまして、情報通信技術。こちらはインターネットなどのネットワーク通信などを指しますけれども、これを活用しまして行政手続等の利便性の向上。行政運営の簡素・効率化を図るため、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項というものを定めております。その主な内容でございますが、1つ目として、情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則といたしまして、社会全体のデジタル化ということで、大きな目標として、あらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現と。これを大きな目標として目指しているところでございます。続きまして、行政のデジタル化といったものはどういうものか。という基本原則の方を定めております。中ポツが3つほどありますけれども、この手続、サービスが一貫してデジタルだけで完結すると。一度提出した書類は、二度提出することを不要とすると。それから複数の手続、サービスをワンストップで実現すると。こうした事項を旨といたしまして行政のデジタル化を推進しなければならないというふうに法律の方では定めております。2つ目、行政手続における情報通信技術の活用といたしまして、行政手続のオンラインの原則。こちらは申請とか処分通知等の行政手続のオンラインでの実施。電子メールでのやり取りですとか、そういったものを地方公共団体は、努力義務と。環境整備等いろいろございますので、努力義務というふうにされておりますけれども、これをオンライン化を原則化することや本人確認。手数料の納付もオンラインで実施することというふうにしてございます。さらには行政機関間の情報連携

等によって入手や参照できる添付書類。こちらの方も不要とすることとしております。このようにですね法律が改正・施行されたことに伴いまして、このデジタル推進法の趣旨を踏まえて本市の条例を改正するものでございます。2ページの方をご覧くださいればと思います。条例の内容につきましては、3番の(1)から(6)に記載してある通りでございますけれども、実際に条例がどのように変わったのかと申しますと、中段の表の方をご覧くださいと思います。左側が改正前。右側が改正後でございますが、まず条例の名称の方を土浦市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例に変更してございます。また、改正前の条例では、行政手続等についてオンラインでも可能とするというような内容でしたが、改正後はですね、オンライン実施を原則化するとともに、手数料の電子納付。それから本人確認のオンライン化を可能とする規定。それからオンライン化の適用除外や添付書類の省略を可能とする規定を追加の方をしております。ただし、この条例が施行されたからと言いまして、全ての行政手続が直ちにオンラインだけのやりとりが出来るということではございませんでして、3番の(3)のところに記載してございますけれども、行政手続というのはそれぞれ条例等で記載されております。この条例を改正しなくても規則等で定めることによりまして、オンライン化することができるというふうにされております。逆に言いますとオンライン化するためには、ここの行政手続について規則で規定する必要が出て来るということでございます。今後ですね、環境が整ったものから随時こうしたオンライン化を推進していくこととなるところでございます。詳細につきましては、3ページから8ページにですね条文の方を添付してございます。最後に施行期日につきましては、公布の日としているところでございます。説明につきましては、以上でございます。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。

○**久松委員** 今でも、かなりありますよね。オンライン化している行政手続で。

○**山口政策企画課長** オンライン化で完結するものというのは、基本的には、まだちょっとないですね。こちらの行政手続の通知なんかですね、オンラインで行っているというのはないです。例えば、申請をオンラインで受付けているという業務はあります。例えば、スポーツ施設。

○**久松委員** 公共施設も。

○**山口政策企画課長** そうですね。予約管理システムというのがございまして、それはオンラインで申請をするようになっております。完結しないのは、使用料の納付はですね、今、電子取引がまだ整っていないということで、使用料の方は自分でお支払いいただくと、いうことになっていきますので、全てが完結する訳ではないということです。

○**久松委員** 使用料の電子納付というものを普及するというのは、そう簡単にはいかなような気がするんだけど。どうだろう。

○**山口政策企画課長** そうですね。民間ではそういったものは普及しているんですけども。カードですとか、キャッシュレス決済を導入するには環境整備が必要ですし、こちらが払う手数料というものも発生してまいりますので、まだ、ちょっと時間の方がかかるかなというふうには考えているところでございます。

○篠塚委員 条例内容の6番の申請や処分通知等でデジタル化を行ったものについて、インターネット等で公表することを規定とあるんですが、これは具体的にどんなものが公表されるんですか。

○山口政策企画課長 こちらの方は、行政手続でデジタル化を行ったものを随時、市役所の方でこういうものがデジタルで完結しますよというようなことを公表していくということになります。今の段階で、ですから全てがデジタルで完結することがないので、公表できるものはないということなんですけれども。追々こういった環境整備が整って行けば、例えば、市民課の住民票の交付なんかは、申請が電子申請が上がってきて本人が電子申請をする。料金の納付も電子で全て行って、交付についても電子的に行えると、なれば、この手続については、こういった手続で行えますということインターネット通じて公表していくということになります。今現在ではまだないということです。

○篠塚委員 今でいう、コンビニ交付が自分の自宅のパソコンで出来るという感覚なのかな。

○山口政策企画課長 そこに行くまでには、何段階も実はハードルが高いところがございまして、感覚としてはそういうものです。住民票が自宅で印刷できるとなると、それが正本かどうか証明する技術もたぶん必要になってくると思います。今は、地紋紙というものに印字をして、これは正本だと。コピーをとればコピーというようなことが出て来るんですね。これは、コンビニで取っても同じでして、土浦市のマークなんかは入ってないんですけれども、コピーを取れば複製というふうに出るような用紙に印字をしているということですので、そういったところまで技術が進むにはかなり、まだかかるかなというふうには考えています。

○篠塚委員 処分というのは、どんな処分を。公表していくということ。

○山口政策企画課長 そうですね。処分と言いましても、一般的な処分ではなくて、交付の決定の通知とか、そういうものも行政処分になりますので、そういったものを含めてということになります。

○篠塚委員 いずれにしても、マイナンバーが登録して、カードが発行してないと出来ないのかな。

○山口政策企画課長 本人確認はやっぱり、マイナンバーカードでするようになっておりますので、普及をしてですね、それをデジタルでやり取り出来るような、スマホとか、カードリーダーを皆さんがお持ちになるような環境が整わないとすぐに進まないということでございます。

○吉田(千)委員 これは公布の日からとなっているんですが、おおよそ何時ぐらいを目安としていらっしゃるのか。施行されるのか。

○山口政策企画課長 こちらの方は、議決をへ次第、公布はされるんですけれども、先ほど申し上げましたように、実際の手続がオンライン化されるのはちょっとまだまだ先になるのかなと。国の方ではそういう環境整備をしていくので、行政はそういうオンライン化を進めていきなさいよという法律の趣旨でございますので、ただ、なんでもオンライン化でやれるようにはしていく環境を整えていきたいと思いますという法律の趣旨でござ

います。

○**島岡委員長** その他、何かありますか。
（「なし」という声あり。）

○**島岡委員長** この程度とする。

次に、令和2年度予算（案）について3件ありますので、順番に説明願います。まず、ふるさと土浦応援寄付事業を説明願います。

○**山口政策企画課長** 続きまして、令和2年度の予算（案）につきまして、順次ご説明させていただきます。総務市民委員会資料の9ページをお願いいたします。ふるさと土浦応援寄付事業でございます。ご案内の通り、ふるさと納税は、地元の特産品等を広くPRするとともに自主財源確保を目的として実施するものです。事業概要の欄にもございますが、平成20年度に事業を開始しまして、平成27年の9月に返礼品の送付を開始したところ寄付が急増いたしました。平成30年度は、総務省通知に沿って、いち早く返礼割合を3割以下としたところ、1億2,098万9,000円と寄付額が減少してしまいました。しかしながら、本年度につきましては、返礼割合が高かった自治体が制度から除外され、返礼品が割合3割以下の地場産品とされるなど、同じ条件下での競争となりまして、これまでの不利な状況が改善しましたことから、昨年度に比べますと大幅に寄付が増加しておりまして、1月末現在の寄付額の方は約3億9,400万円となっております。新年度の予算につきましては、歳入を本年度当初予算の1億円から、2億円上積みをしてまして、3億円としておりまして、また、これに伴う歳出といたしまして、お礼品代金、送料、及びPR、寄付管理、配送管理等の一括委託料など、1億6,541万3,000円を計上しております。今後も魅力的で特徴のある返礼品の開発や、より効果的なPRを実施しまして、歳入確保と地域の活性化を図って参りたいと考えております。ふるさと土浦応援寄付事業については、以上でございます。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。
（「なし」という声あり。）

○**島岡委員長** この程度とする。

次に、水郷筑波サイクリング環境整備事業を説明願います。

○**山口政策企画課長** 続きまして、水郷筑波サイクリング環境整備事業についてでございます。水郷筑波サイクリング環境整備事業は、昨年ナショナルサイクルルートに指定されました「つくば霞ヶ浦りんりんロード」をはじめ、サイクリング拠点となります「りんりんスクエア土浦」、「りんりんポート土浦」、来月オープンします星野リゾートなど、官民でハード面の環境整備が進められてきたところでございます。今後はハード事業に加えましてソフト事業を展開をしまして、サイクリストをはじめとした観光客の来訪等によりまして、交流人口の拡大と街の賑わいの創出を図るものでございます。事業の概要欄中ほどの今年度の事業内容をご覧ください。サイクリング事業は、政策企画課、商工観光課、都市計画課など各課横断して実施しております。このうち、政策企画課で実施する内容を申し上げますと、左側2番目の全国シクロサミット開催事業でございます。こちらは、全国358の自治体が加盟しております「自転車のまちづくりを推

進する市区村長の会」というものがございまして、首長をはじめとする自治体職員が集まりましてシンポジウムを本市で開催するものでございます。また、このシクロサミットの2日目には、右側の一番上の事業になりますが、市制施行80周年記念事業としまして、サミット参加者や市民等を対象としたサイクリングイベントを開催する予定でございます。このほか、商工観光課では、左側1番上の霞ヶ浦サイクルツーリズム事業として、サイクリングとクルージングを組み合わせたサイクルーズを、行方市、潮来市、これに新年度はかすみがうら市を加えまして、連携して実施するほか、まちを自転車で散策する散走会などを実施する予定です。また、都市計画課では、右側の1番下にございますように、りんりんポートや総合公園等にルート案内標識を設置する予定でございます。こちらのサイクリング環境整備事業につきましては、財源として国の地方創生推進交付金等の活用を見込んでいるところでございます。説明につきましては、以上でございます。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。

○**海老原委員** 先日、地区の開催された日。ここ何年かやっているんだけど、会場としてはあそこがいいの。ほとんど違うところの要望というのはないの。あそこがいいというのが多いのかな。

○**山口政策企画課長** 主催者の希望としましては、川口で行いたいというような希望があるようでございます。ただコース取りが可能かどうかについては、ちょっと検討が必要になるのかなと、今考えているところでございます。

○**海老原委員** 川口というのは。

○**山口政策企画課長** りんりんポートの脇に散歩広場ですとか、そういったところがございまして、そういったところを活用したいと。主催者側では申しておりますが。その敷地だけでは、敷地が狭いということもありますので、運動公園、陸上競技場の方まで使うのかどうかというのを含めて、いろいろ協議の方は進めているところでございます。

○**柴原委員** 今ので、工事してるんだよね。今、桜が咲く前にああいうことをやったらお客さん来ないでしょうよ。

○**山口政策企画課長** つくばりんりんポートですね。霞ヶ浦一周の方でないところに舗装の打ち換え等を今、多分行っているところだと、県の方で行っているところだと思いますので、工期がいつまでなのかしっかり確認の方をさせていただきまして、桜並木もきれいでございますので、その期間までに終わるかどうか、しっかりちょっと確認の方をさせていただきたいと思います。

○**柴原委員** それは結構ですが、自転車を通行止めにしてやっているから、そこら辺だよ。お願いします。

○**久松委員** シクロサミットの事業内容というのは、シンポジウムだと言っていましたよね。シンポジウムだけなんですか。

○**山口政策企画課長** 講演会ですとか、あるいはパネルディスカッション。そういったものを自治体職員が集まって発表し合ったりとか。という会でございます。

○久松委員 それを川口のそのポートの近くでやるという訳。

○山口政策企画課長 開催場所については、まだ決定はしていないんですけども、シンポジウム自体は、この近く。例えば5階の生涯学習センターとかそういうところで行っていただきまして、ホテルにお泊りいただいて、その日は懇親会などもございますので、お泊りいただいて、次の日は自転車に、サイクリングロードに乗っていただくというようなイメージで今のところ計画は練っているところです。

○久松委員 時期は。

○山口政策企画課長 これ、未定でございますけれども。秋ごろを予定しておりますが、秋はイベントが非常に多い時期でございますので、花火大会等もございますし、そういったイベントと重ならない時を今設定できるように、今庁内で協議しているところでございます。

○久松委員 もう一つ。これ事業内容の中で、自転車の交通量調査がありますが、今回初めてですかね。

○山口政策企画課長 今年度から実は行ってございまして、りんりんロード5か所の方で、平日と休日、どちらの方面に走っていくとか、何人くらい来ているとか。どういう自転車を乗っているのかというような調査の方を行っております。

○久松委員 それはまとまったんですか。

○山口政策企画課長 今年の分については、まとまっております。今ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、次回、総務市民委員会の時にその資料の方を提出するようになりたいと思います。

○島岡委員長 その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 この程度とする。

次に、東京2020オリンピック聖火リレー運営事業を説明願います。

○山口政策企画課長 続きまして、東京2020オリンピック聖火リレー運営事業についてでございます。東京オリンピックの聖火リレーにつきましては、3月26日に福島県を出発しまして、全国を巡り、最後は東京でございますけれども、7月24日まで121日間実施されます。本県は、このうち6月5・6日実施され全国45番目となります。千葉からまいりまして、本県の後、埼玉、東京と続くルートとなっております。事業の概要をご覧ください。本市におきましては、二重丸の一つ目、7月6日の月曜日。時間につきましては先日発表されましたが、17時40分に土浦一高を出発しまして、18時14分に土浦市役所うらら広場に到着する2.6キロメートル、13区間で実施される予定でございます。当日は、発着地点となります土浦一高や大屋根広場での応援イベントをはじめ、沿道におきまして声援を送るなど聖火リレーを盛り上げてまいりたいと考えてございます。予算につきましては、応援用の手旗やのぼり旗、横断幕などがございます。東京2020オリンピック聖火リレー運営事業につきましては、以上でございます。

○島岡委員長 この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** この程度とする。

次に、土浦市自転車のまちづくり構想についてを説明願います。

○**山口政策企画課長** 続きまして、自転車のまちづくり構想についてでございます。自転車のまちづくり構想につきましては、外部委員18名で構成いたします土浦市自転車活用推進会議において、昨年5月から4回にわたる審議を経たうえで、2月21日に推進会議会長からご提言をいただきまして、今般、計画がまとまりましたのでご報告させていただきます。本計画は、本市の自転車施策の最上位計画でありまして、第8次総合計画や国・県の自転車活用計画などの上位計画などと、その他の関連計画との整合を図りながら策定したものでございます。別添で「自転車のまちづくり構想」本編と概要版をお配りさせていただいております。簡単に概要の方をご説明いたしますと、概要版の方の裏面になりますけれども、こちら市民やサイクリストの利用の現状、アンケートなどから見えてきた課題等を踏まえまして、目指すべき姿を「あらゆる世代が自転車を安全・快適に利用でき自転車で健康を育む自転車でにぎわう“自転車のまちつちうら”」としております。この目指すべき姿を実現するために4つの目標というものを定めております。一つ目が、自転車事故のない安心・安全な社会の実現。二つ目が、安心して自転車を利用できる環境の創出。三つ目が、自転車利用の普及促進と自転車を活用した市民の健康増進。四つ目が、サイクルツーリズムの推進による地域の活性化でございます。4つの目標には、それぞれ、目標に向けた施策とそれを構成する措置。措置という言葉をしておりますけれども、事業ですとか項目でございます。それから計画終了時の指標を掲げておりまして、今後、本計画に基づき本市の自転車施策を総合的に展開していくものでございます。詳細につきましては、後ほどご覧いただきたいと思っております。簡単ではございますが、説明につきましては、以上でございます。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** この程度とする。

次に、広報広聴課の令和2年度予算(案)について、シティプロモーション推進事業を説明願います。

○**羽成広報広聴課長** 本事業の目的につきましては、ご案内のとおり、多くの方に本市を知っていただきまして「存在感のある選ばれるまち」となるよう、「まちの地域資源」を活用し創出しました「様々な魅力や価値」といったものを市内外に発信していくものでございます。事業の概要でございますが、資料の中段右側の方に図示しましたように、段階的目標に向けました市内住民への「インナープロモーション」と市外住民への「アウトプロモーション」を継続的に行っていきまして、選ばれるまちを目指すものとなります。次年度の予算額515万3,000円の内訳でございますが、資料中ほど事業内容の丸の一番目、短期目標として掲げました「土浦のまちの資源の活用とにぎわい創出」におきましては、本市の「学びのまち」という特性・潜在力を活かしました、「学祭TSUCHIURAの開催」に係るステージイベントの会場設営・音響など

の委託、備品等の借上げ経費などです。二番目の丸でございます「土浦のイメージアップとシビックプライドの醸成」におきましては、今申しあげました学祭TSUCHIURAの部分と重複しておりますが、そのほかに職員一人ひとりが広告塔となる意識を高めますとともに、情報発信力強化のための「シティプロモーション研修の開催」といったものに係る講師謝礼等の経費となっております。また「インターネットを活用した情報発信」ということで昨年度より新たなPRツールといたしまして作成を始めた「つちうらシティプロモーションチャンネル」の動画制作、配信に係る経費でございます。三番目の丸でございます「移住・定住者獲得による活力ある土浦の実現」の部分では、首都圏在住者に向けまして、本市の利便性・生活環境の魅力をPRしまして、来訪の動機付けを図る「移住定住フェアの開催」に係るパンフレット制作等の経費となっております。実際に土浦を知っていただきまして、移住検討がファーストステップとなるよう実施いたします「移住体験日帰りツアー」に係るツアー委託料の計上でございます。以上でございます。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。

○**吉田（博）委員** これは継続事業だけれど、去年は予算どのくらい取っていたんだっけ。

○**羽成広報広聴課長** 前年度は540万円でございます。

○**吉田（博）委員** 減っちゃったよ。

○**羽成広報広聴課長** 昨年度はシティプロモーション戦略プラン策定に係る経費がございまして、こちらの方が今年度取りまとまりましたことから、そちらの委託料の減ということになってございます。

○**吉田（博）委員** それと、都内での移住フェアというのは、何をどうやるの。これ。

○**羽成広報広聴課長** 移住フェアにつきましては、まず、土浦に興味を持っていただきまして、土浦に移住をしていただく、ファーストステップということで、土浦の住みやすさ、暮らしやすさと言ったものをPRしまして、移住の相談などを受付けていく機会のものでございます。今年度2回ほど実施をさせていただきます、1回目が12月25日。東京シティアイの方のパフォーマンスゾーンの方で、住環境・子育て環境・教育環境などのご案内と合わせまして、土浦のロケーション。サイクルルートと指定されまじたりんりんロードのPRでありますとか、食の魅力、土浦のブランドと言ったものなどのPRを行ってございます。また、第2回目、2月11日に実施しました相談会におきましては、実際に茨城県の宅建協会の方もご同行いただきまして、住宅情報の提供や相談などを行ってございます。当日、東京在住の50代の女性の方から土浦の移住に向けたご相談を受けたところでございます。

○**吉田（博）委員** これフェアやると、やった実績の時にさ、どのくらいの人が集まってという成果はどうなの。これ。

○**羽成広報広聴課長** 直接的土浦に、どれだけの方が移住したという実績はちょっと持ち合わせていないところではございますが。

○**吉田（博）委員** 違うよ。移住者じゃなくて、どれくらいの方が会場に来たかという

こと。

○羽成広報広聴課長 失礼しました。第1回目の時には、来場者の方が3,366人ということで来場がございました。これ東京シティアイの方がだいぶ人通りが多いような場所で開催させていただきましたので、だいぶ多い人数となっております。第2回目の時につきましては、こちら移住交流フェアの方で開催いたしまして、本当に移住ということを目的に来場されている方が対象でございましたので、約50名の方が来場となっております。

○吉田(博)委員 そういう時に、来てくれた人に景品でさ、れんこんをあげるとかさ、そういうことはやらないの。

○羽成広報広聴課長 今回につきましては、土浦ブランドの認定品でございます柴沼醤油の紫峰のボトルの方をプレゼントということでさせていただきました。

○吉田(博)委員 だから、そういう質問もされるだろうと思って、そこまで説明するんだよ。

○羽成広報広聴課長 はい。すいません。

○今野副委員長 いろいろ来ていただいた方たちの中で、非常に熱心に前向きなんだなという方と、まあ、状況を見るだけかなみたいな人たちとか、たくさんいると思いますけれど。そういった方たちが何人とか、そういう精査はしていないんですか。

○羽成広報広聴課長 特に土浦の方に興味を実際どれだけの方に持っていただいたかというところの調査といったものは、ちょっと行ってございませませんが、こういったものを見て、実際に土浦市役所の方まで足をお運びいただいて、市でこういった移住フェアとか、外向けのPRを行っているということで、実は3名ほどご相談がございまして、実際、茨城の方で農業をしたいであるとか、あるいは、土浦の方にペットなんかと一緒に住みたいというようなことで住居のご相談等がございましたので、県の研修所であるとか不動産屋さんの方などもご紹介の方を行ったところがございます。

○今野副委員長 来ていただいた方たちで興味が非常にある方とか、なんとなくある方に関して、例えばこんな感じですよとか、後追いみたいな、そういうことは何かなさっているのですか。

○羽成広報広聴課長 今回につきましては、後追いは行っておりませんが、次年度の移住体験日帰りツアーということで、実際に来ていただいた方に土浦に来たいいただいて、土浦の良さを知っていただけるような機会を設けるように直接そこでコンタクトを取っていきなというふうには考えてございます。

○今野副委員長 よく私も買い物とかをしまして、住所とかメールをお知らせすると、非常にいろいろなものが届くんですね。情報として。そういうことも注意をそらさないようにしていく為には必要ではないのかなというふうに思います。

○羽成広報広聴課長 次回開催の時期に向けまして、また、そういったことも含めて行ってまいりたいと考えてございます。

○吉田(千)委員 移住体験日帰りツアー。この実施される内容というか。具体的なものの。決まっているようであればお聞きしたいと思います。

○羽成広報広聴課長 こちらにつきましては、まず、土浦で楽しんでいただくということを主案におきまして、先ほど申しました生活環境の魅力なども知っていただくところではあるのですが、レジャーメインで楽しんでいただくかと考えてございます。具体的なコースは決まっておりますが、歴史の関係。小町であるとか、中城でありますとか、水郷公園であるとか、そういったところを中心にですね、散策なんかも含めましてツアーの方のコースの方を決めていきたいと考えてございます。

○吉田（千）委員 何で移動してくる。車を用立てて、何人くらいを想定されているのかとか。その辺もありますでしょうか。

○羽成広報広聴課長 具体的には人数的なものも確定ではございませんが、バス1台、大型40人程度を予定しております、実際、移住フェアを行った時に、そういったところのご案内も差し上げてまいりたいと考えております、参加者の方の参加費の徴収の分なども、その辺りでまた検討を考えてまいりたいと思います。

○吉田（千）委員 この事業はですね、多くの方に来ていただけること。それを願うところでは。これは全然違う。意見ということで、先ほど話の中でありましたけれども、ペットを飼うというね。そういう方々が非常に増えています。ペットと同居をしたい。あるいは、介護施設でもそういう状況は出て来るんじゃないかなというふうに、ちょっと思うところがございますので、その辺をこちら側の受け入れ態勢の中で、そういった呼びかけとか。例えばマンションをお持ちの方。そういった対応ができるところを増やしていくとか。あるいは介護施設もそういったものが、提示が出来る。そういったことももしかしたらこれから時代の中では必要になってくるかもしれません。土浦はそういうことが出来るんだよということがアピールできる。そういうことも必要になってくるのかなというふうに。これはあくまで意見ですけれども。よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○羽成広報広聴課長 今のことも含めまして、今後案内の拡大といいますか、拡充を図って参りたいと考えてございます。

○吉田（博）委員 公室長よ。これの事業は、今後の土浦市にとっても大切な事業だよ。今後ずっと継続していかなくてはいけない事業なんだよな。この500万の予算じゃ足りないだろう。公室長なんだから、もう少し金額をアップしてさ、もう少し力入れるようにやれよ。

○船沢市長公室長 もちろん金額面も含めまして、よりPRできる部分で、移住も含めた形でさらにふるさと納税とか、そういう部分のPRも含めまして、様々な分野と連携した形で進めてまいりたいと思ひます。

○吉田（博）委員 予算が足りないよ。これでは。

○船沢市長公室長 すいません。

○篠塚委員 都内の移住フェア。昨年は、市長とか懇談会をしたりとか、形を変えてきていると思うんですけど、今年はどうのような。都内でやると思うんですけども。移住を目指す訳なので、今年はどうのようなことがメインでやるのか。100万というのと、会場費だけでほとんど無くなってしまうのかと思うんですけど。予算も含めてなんで

すけれども。どのように考えていらっしゃるのか。

○羽成広報広聴課長 今おっしゃられましたように、2回の開催ということで予定はしてございますが、なかなか予算的な面もございまして、昨年と同様の形で、市長もトップセールスということで、向こうまで出向いていただけるということではあるのですが、対談の関係であるとか。先ほどお話いただきました来場者に向けた配付物の関係なんかもですね、今から検討してまいりたいとは考えていますが、昨年と同程度の内容で土浦のPRというのは考えてございます。

○篠塚委員 山手線に意外と〇〇があると思うんですが、1枚だけ、1番先頭の車両に走っていたので1日何人見たのかわからないけれど、ああいうものを今後考えていくのか。宣伝するにあたって、こういう場所を借りてやるのもいいんですけども、目にするというのも意外と〇〇はPRできていないのかなと思うんですが、その辺のことは、費用的に無理だと思うんですけど、考えているのかどうか。

○羽成広報広聴課長 今おっしゃられました。電車の広告に関しましては、確かに費用の方がだいぶ高額になってまいりますので、直ちにそういったPRをするのはなかなか難しいところではあります。そのほかの施設関係でございまして、銀行の店舗でありますとか、デジタルサイネージへのPRですとか。そういったものは積極的に考えていきたいなど。予算の範囲の中で出来ますPRは工夫していきたいと思っております。

○篠塚委員 JRさんがリリースしていろいろオープンして、かなりJR東日本は宣伝がうまいので、あちこちに自転車の駅に張ったりしてやっているの、一緒に乗っかって貼らせていただいて、少しでも宣伝してもらおうようにしてもらおうと費用もかからなくて済むかと思うので、それも一つのシティプロモの一つかと思うので、ぜひそれを進めていただいて。結構あちこちの駅に、主要の駅に宣伝してますよね。JRさんはね。

○羽成広報広聴課長 JRの方にも働きかけをして、そういったご協力をいただけるようなところにつきましては、我々の方としても積極的に働きかけをしていきたいと思っております。

○島岡委員長 その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 この程度とする。

次に、第2期つちうらシティプロモーション戦略プランについてを説明願います。

○羽成広報広聴課長 第2期つちうらシティプロモーション戦略プランにつきましては、ご案内の通り、今年度第2期プランの方が、計画期間の最終年度でございましてことから策定を行ってまいったところでございます。前回12月にプラン内容をご説明申し上げたところでございますが、その後庁内内部会議、外部有識者会議におきまして、議論いただきながら最終的にプランとして取りまとめをさせていただきます。お手元に別冊ということで配らせていただきました。有識者会議におきましては、特に土浦が他にはないもの、まねできないものを掛け合わせてストーリー化をするということで、コンセプトとコンテンツの設定というところに力を入れて行くべきだということのご意見がございまして、内容的に大きな修正はございませんが、今後、そういったご意見を元に

具体的なコンテンツ。ページで言いますと28ページの方に示させていただきま
す、土浦ならではのものを掛け合わせたものを来年度以降ですね、コンセプト、コ
ンテンツということで設定をしてみたいと。推進の中で検討してみたいと考
えております。詳細内容につきましては、お配りしましたプランの内容の方をご確認いた
だければと思います。また、関連いたしまして、2月16日に亀城公園におきまして、
テレビ東京の池の水を全部抜くという撮影を行ってございました。こちらの放送日時が
決定いたしましたので、ご案内させていただきます。3月8日曜日。午後7時54分
からテレビ東京の方で放映ということになってございます。今回は土浦二高、つくば国
際高校の学生さんにボランティアとして参加をいただきまして、総勢200名のボラン
ティアということで対応、撮影の方を行ってまいりました。ぜひ皆様方におきましても
番組の方をご覧いただきたいと思っております。以上でございます。

○島岡委員長 この件について何かありますか。

○海老原委員 12ページの下の右側の図。これは規格は2020年ということによ
ろしいのかな。

○羽成広報広聴課長 はい。その通りでございます。2020年から短期目標、中期目
標、長期目標ということで掲げてございますが、これにつきましては、時期時期とい
うことではなく、通時的な形で考えてございますので、必ずしも短期目標に向かっ
てということだけではなく、短期目標も長期に渡って続けていくということで考
えてございます。

○島岡委員長 この程度とする。その他市長公室から何かありますか。
(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 委員から何かありますか。
(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 市長公室の皆さんは退席して結構です。
(市長公室退席)
(総務部入室)

○島岡委員長 これより総務部の案件について協議を行います。総務部資料に基づき、
令和2年度主要事業について2件ありますので、順番に説明願います。まず、総務課の
地域防災対策整備事業を説明願います。

○真家総務課長 地域防災対策整備事業でございます。事業の目的でございますが、本
市の地域防災計画に基づきまして、市民の生命、身体、財産を災害から保護すると
ともにですね、今後予想される首都直下型地震などの大規模災害に備えるために、防
災減災対策の充実を図るものでございます。次に事業の概要で、これまでの経緯で
ございますが、東日本大震災での災害を教訓といたしまして、地域防災計画の見直し、
あるいは避難所での非常食、防災資機材の備蓄、防災行政無線等の情報伝達手段の
整備、災害時の給水拠点の整備などによりまして、減災対策を進めてまいりまし
た。それを踏まえまして、令和2年度に予定しておりますのは、記載にありますよ
うに防災倉庫への備蓄品の配備。防災行政無線のバッテリーの交換や無停電電
源装置の修繕。さらに従来のMCA

無線と比較しまして軽量で操作性にすぐれ、屋内外での通話も可能な I P 無線への更新。さらに地域の公民館や公園の敷地内での防災用の井戸の整備をする費用の補助などでございます。今後につきましても、避難所などの環境整備や自主防災組織の育成に努めるとともに、災害時の迅速かつ的確な情報伝達手段の確保に努めるなど、更なる地域防災力の強化を目指してまいりたいと考えてございます。

○島岡委員長 この件について何かありますか。

○柴原委員 防災無線で声が割れて聞こえないところがあるんですよ。特に私の家全然聞こえません。

○久松委員 防災無線。ふーん。

○柴原委員 声が割れて聞こえません。全然。どなってるだけ。

○真家総務課長 随時ですね、やはりそういった聞こえないお話も伺っているものですから、それは個別にですね、修繕しましたり、あとはバッテリー等も5年のところ8年経過している部分もでございますので、バッテリーについても随時修繕の方で対応してまいりたいと考えてございます。さらにですね、どうしても聞こえないという場合につきましては、個別受信機というものがございますので、危機管理室の方にお話しただければ、無料で個別受信機を付けるということは出来ますのでよろしく願いいたします。

○久松委員 個別受信機はどのくらい配置されているのか。

○真家総務課長 個別受信機は700から800程度。今配置している状況でございます。

○久松委員 それは今、柴原委員が言われた様な状態で、聞き取れないという場合に、申請すればこれは配置してもらえるとというふうに理解していいんですか。

○真家総務課長 個別に危機管理室の方にお話しただければ、工事も含めてですね、対応させていただきます。

○島岡委員長 その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 この程度とする。

次に、市制施行80周年記念事業を説明願います。

○真家総務課長 市制施行80周年記念事業でございます。事業の目的でございますが、本市は昭和15年に県内で3番目の市制を布いてから令和2年度で80周年の節目を迎えますことから、先人の苦労や業績に敬意を表するとともに、市民との協働、創意工夫によりまして本市の歴史や自然などの地域資源を活かした事業を展開し、本市の魅力を内外に発信するものでございます。事業の概要欄をご覧いただきたいのですが、まず、記念式典につきましては11月3日に市民会館で実施する予定でございます。表彰者を含む招待者が約1,000名を予定してございます。また記念イベントといたしましては、NHKの公開番組といたしまして、民謡魂ふるさとの唄。こちらですね令和2年9月27日に収録を予定しておりますが、そちらと土浦自転車祭典などの開催を予定してございます。さらに、広報啓発活動といたしましては、横断幕や懸垂幕の設置

とともに、新聞への広告掲載等を予定してございます。記念事業につきましては一覧のとおりとなっております。説明は以上でございます。

○島岡委員長 この件について何かありますか。

○海老原委員 この事業名の上から4番目。自転車乃祭典。これの内容はどういうものなのか。

○真家総務課長 こちらの方ですね。詳細にはですね、未定ですが。カレーフェスティバルの初日と同日に開催するものでございまして、場所はりんりんポート土浦を予定してございます。内容といたしましては、自転車の初心者層や小さな子どもたちが自転車に楽しむ環境を構築しまして自転車人口の増加につなげるものでございまして、サイクリングツアーをその式典の中で実施する予定となっております。あとは、子どもの乗り方教室であったり。タンDEM自転車の試乗会。あとスポーツバイクの試乗会。さらにシクロクロス。さらにはサイクリングのスタンプラリー等も予定してございます。以上でございます。

○海老原委員 ということは単独の事業ということで。

○真家総務課長 はい。単独の事業でございます。

○吉田(博)委員 余談だけれどね、土浦の80年の歴史の中で、つい最近のことだろうな。合併の時。平成の合併の時。当時の助川市長が千代田町、霞ヶ浦町、新治村と4市町村の合併協議をやっていた。その時に千代田の鈴木町長がやるなら対等だろうと。対等合併だということを強く主張した。その時助川市長がポロっと裏で私に話したんだけど。吉田よ、対等にすると県内の市町村の今3番目だろ。水戸、日立、土浦だろ。これ下の方に行っちゃうんだよ。というようなことを言っていた訳。ようは、対等でやったら今の80周年は無かった訳だよな。それをすごく気にしてたなというのが、今ポッと浮かんだんだけど、余談の話です。

○今野副委員長 この事業名の5番目かな。花火。これは通常行われている花火大会とは別で開催するということですか。

○真家総務課長 通常で開催の中で、花火の中で、そのオープニングスターマインのところ、その市制施行80周年をとということですか。

○島岡委員長 これはその他にいろいろ冠を付けてやる事業というのは、これからある訳ですか。

○真家総務課長 こちら冠事業をやる基準を設けてございまして、通常、市で行う、周年をとおして行う事業には冠を付ける訳なんですけど、それ以外にもですね、民間から提案されたものについても条件に合えば冠事業という認定をして行きたいと考えております。以上でございます。

○島岡委員長 その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 この程度とする。

次に、町の区域の変更についてを説明願います。

○真家総務課長 町の区域の変更についてご説明します。1といたしまして変更する区

域でございますが、こちら中荒川沖町への変更を予定する区域といたしまして、荒川沖東三丁目720番の7, 8, 9, 11, 12の5筆でございます。2番目の変更する理由といたしましては、当該土地につきましては、荒川沖東三丁目にあるにも関わらず、荒川沖駅の西口に位置している状態にございまして、一般的な認識では、場所の把握に混乱をきたすため、隣接の中荒川沖町に町名を変更するものでございます。3番目の変更の内容は表のとおりでございます。4ページをお願いいたします。こちら議案でございます。本市の町の区域を別添の変更調書のとおり変更することにつきまして、地方自治法第260条第1項の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。5ページが変更調書でございます。6ページをお願いいたします。こちらは本議案に関わります地主からの要望書でございます。7ページをお願いいたします。こちら位置図にございまして、網掛けの区域が当該土地にあたります。そして、破線部分でございますが、これが現在の荒川沖東三丁目と中荒川沖町の町界にございまして、これが実線の部分に町界を変更するものでございます。最後に8ページが公図になります。説明は以上でございます。

○島岡委員長 この件について何かありますか。今は、何になっているところですか。

○真家総務課長 今は空地になっているところですよ。

○島岡委員長 その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 この程度とする。

次に、土浦市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを説明願います。

○大橋納税課長 土浦市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてでございます。1番の条例改正の趣旨でございますが、非常に題名の長い法律にございまして、3行目に太字でありますように、いわゆるデジタル手続法というものが、先の12月16日に施行となりました。パソコンやインターネット等の急速な普及に伴いまして社会全体で情報通信技術の便益を享受しようというようなこの目的の新しい法律の施行に伴いまして、これまでの行政手続オンライン化法。4行目ですね。それが、デジタル行政推進法というのに改まりますので、引用しております市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するものでございます。2番。改正の内容ですが、法の改正によりまして不要となる条文を削除するとともに、根拠法の名称と条項の変更。さらに文言の修正等を行うものです。なお、詳細な内容につきましては、次の10ページと11ページに新旧対照表を添付してございます。9ページに戻っていただきまして、3番、条例の施行期日につきましては、条例公布の日にするものでございます。固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、納税課からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○島岡委員長 この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 この程度とする。

次に、土浦市監査委員条例の一部改正について説明願います。

○**武藤監査事務局長** 土浦市監査委員条例の一部改正についてでございます。資料の方は12ページをお願いいたします。条例改正の内容でございますが、平成29年6月9日に公布されました地方自治法等の一部を改正する法律におきまして、地方自治法第243条の2が同法第243の2の2に改められまして、令和2年4月1日付けで施行されることから、同法同条を引用しております土浦市監査委員条例の一部を改正するものでございます。なお、条例そのものの内容の変更はございません。改正する条文については、表にお示ししましたとおりでございます。また、施行日については、法律の施行日と同じ令和2年4月1日でございます。説明は以上でございます。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** この程度とする。

次に、報告事項について、土浦市国土強靱化地域計画の策定についてを説明願います。

○**真家総務課長** 資料の13ページをお願いします。土浦市国土強靱化地域計画の策定についてご説明いたします。1番、国土強靱化地域計画とはということでございますが、こちらは大規模自然災害に備えるため事前の防災減災と迅速な復旧復興に資する施策を総合的な取り組みとして計画的に実施し、災害に対して強靱な地域作りを推進するものでございます。地域防災計画が発災前から発災後を対象としているのに対しまして、当計画は発災前を対象にしているという特徴がございます。発災前にハード対策とソフト対策を組み合わせた適切な防災対策を行うことによりまして、災害の軽減を図るものでございます。2番、経緯でございますが、国では相次ぐ災害を踏まえまして平成25年に国土強靱化基本法を施行するとともに、翌26年に国土強靱化基本計画を策定いたしております。それを踏まえまして、茨城県でも平成29年に茨城県国土強靱化地域計画を策定してございまして、現在、未策定の市町村に対しまして国土強靱化地域計画の早期策定を促進しているところでございます。市町村の策定状況につきましては表のとおりとなつてございまして、県内の策定状況は、全国市町村と比べても低調なものとなつてございます。3番、国土強靱化予算の重点化、要件化、見える化についてでございます。こちらは国では低調な計画策定率の対策といたしまして国土交通省が中心となり令和2年度予算から当該計画に具体的な事業名を記載したものへの予算の重点配分、優先採択等を実施する旨、方針を明らかにしてございます。本市では当初、当計画の策定業務委託料を令和2年度の予算案に計上しておりましたが、県より水防法の指定を行った河川。本市でいうと霞ヶ浦と桜川があたりますが、それを有する市町村に対しまして、その災害リスクの軽減のため、是非とも今年度中に計画を策定してほしいとの強い要請が今月中旬にございました。内部で検討の結果、直営にて計画案を作成し、4番にございます策定スケジュールに基づきまして今年度中の計画策定を目指すものであります。策定スケジュール表の中段にございますように第1回目の庁内推進会議の後、2週間のパブリック・コメントの募集を行う予定でございまして、概要につきましては14ページのとおりとなつてございます。このパブリック・コメントの対象は土浦市国

土強靱化地域計画案でございまして、こちらになります。こちらについての募集期間は3月5日から3月18日までの2週間となっております。公表場所といたしましては、総務課危機管理室、情報公開室、各支所、出張所、各地区公民館、市のホームページとなります。ちなみに5番にありますように意見を提出できる方は、市内に居住あるいは通勤通学している方か市内に事務所のある個人、法人その他の団体となりまして、6番の提出方法のとおり、持参、郵送、メール等によって提出できるものでございます。ここで、こちらに基づきまして土浦市国土強靱化地域計画案の概要につきましてご説明させていただきたいと思っております。別添資料の2ページをお願いいたします。3番目でございます計画の期間でございますが、令和2年度から4年度までの3年間でございます。令和5年度に総合計画の見直しが予定されてございますので、ここで本計画についても合わせて見直しを行い、以後、計画期間については5年間としたいと考えてございます。4番目の計画の位置づけでございますが、図にありますとおり市の総合計画と並列あるいは一体的に策定される計画となっております。3ページをお願いいたします。計画策定の進め方。フローとなっております。ステップ1として基本目標、事前に備えるべき目標の設定から始まりまして、ステップ2といたしまして事前に備えるべき目標を脅かすリスクシナリオ、いわゆる災害が起きた場合の最悪の事態の設定となっております。ステップ3で本市の現状及び課題の抽出。ステップ4で課題等の脆弱性を克服するための対応方策の設定、重要業績指標の設定、最後にステップ5におきまして各リスクの影響の大きさや重要性、緊急性から対応方策の優先順位付けとなっております。8ページをお願いいたします。こちらがステップ1となります。災害に対して強くしなやかな地域づくりを推進するために4つの基本目標を設定いたしまして、その上で中段以降の事前に備えるべき目標といたしまして8つの目標を設定してございます。11ページをお願いいたします。今申し上げました8つの備えるべき目標に対応する20のシナリオリスクとなっております。いわゆる最悪の事態の設定となっております。こちらがステップ2にあたります。例えば1番の人命の保護。表にございます1番目の人命の保護の欄では、NO1-1のリスクシナリオといたしまして地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生が最悪な事態として想定されます。12ページをお願いいたします。この地震時の建物の倒壊や火災による死傷者の発生という最悪な事態に対しまして、こちらに載せてございますように建築物等の耐震化や消防救急体制・火災予防、さらには地域防災力などにつきまして具体的に本市の現状の対応力や課題を評価分析、いわゆる脆弱性の評価をしたものでございます。こちらがステップ3にあたる部分でございます。13ページから16ページ。こちらにいわゆる今申し上げましたリスクシナリオ最悪の事態を回避するための具体的な対応方策が記述したものであります。これがステップ4にあたります。以下17ページから39ページまでが残りの19のリスクシナリオに対しての脆弱性の評価並びに対応方策となります。40ページをお願いいたします。施策分野ごとの対応方策となっております。これは、20のシナリオリスクの対応方策を国の基本計画、さらに県の地域計画との調和を図るために、AからHまでの施策分野ごとに再分類したものでございます。42ページをお願いいたします。例えばAの行政機能・

消防の施策分野におきましては（１）の行政機能に関する対応方策といたしまして防災拠点施設の機能強化など３つの施策が、（２）の消防に関する施策といたしまして消防力の充実など３つの施策が挙げられてございまして、さらに４３ページにおきましてそれぞれの施策につきましての重要業績が。いわゆる数値目標が設定されてございます。４４ページから５７ページまでが残りのＢからＨまでの分野ごとの対応方策を整理したものでございます。さらに８つの施策分野ごとの施策の具体的な事業名並びに担当課を記載したものが６１ページから７１ページということになります。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○島岡委員長 この件について何かあるか。

○吉田（博）委員 大変重要な計画だな。国がまずは用意して、県も計画を立て、やっとなら下に降りてきたという感じがするんだけど。この計画を今後これを見ると具体的な事業名が出たものは国が優先的に金を出すよ。というのがあつたよね。実際それがほしいんだよな。ただ、計画を立てただけで、はい、出来ましたではなくて、いわゆる金を出すよといったところまで来ているということは、なかなか踏み込んだあれかなと思うんだけど、まあどれくらいくるかこれからの話だからな。今回この策定から、具体的に土浦市としては、こういう事業をしたいと。それにはお金がかかるからということで表記をしていくんだろけれども、その会議というのは、今度の３０日にやるやつがそういう具体的などころに入ってくるのかな。

○真家総務課長 第１回目は２月１９日に行いまして、こちらの方の説明をさせていただいたうえで、各課、公金、補助金に関わる部分がございますので、各課でチェックをしていただきまして、必ず入れなくてはいけない事業につきましては、入れていただきまして、３月３０日の会議で再度整理させていただきたいと思つたいます。

○吉田（博）委員 早く、今までの防災関係でも土浦市がやらなくてはいけないということは全部把握していると思うからな。それに対して、国、県が金を出すよというものだから、どんどんこれを活用して、予算を取つてやっていただきたいと思つたいます。お願いします。

○島岡委員長 その他、何かありますか。

（「なし」という声あり。）

○島岡委員長 この程度とする。その他総務部から何かありますか。

○今野人事課長 本日、別添で手元にお配りしておりますマイカー通勤職員の市施設内駐車についてというＡ４をご覧いただければと思つたいます。こちらについてご説明させていただきます。内容につきましては、マイカー通勤職員の市施設内駐車における使用料の徴収ということが内容となっております。資料に基づきまして説明させていただきます。１番のマイカー通勤職員の現状でございます。施設内駐車につきましては、本庁、教育委員会職員につきましては、周辺の民間駐車場を借りて停めているという現状でございますが、一方、外部の施設。公民館であるとか、支所、出張所、児童館等につきましては、そこに勤務する職員はマイカーを市施設内に駐車しているという現状でございます。その駐車につきましては、駐車料金を負担していないのが現状でございます。続

きまして2番の市施設内における基本的な考え方というところをご覧いただきたいと思いますが、基本的に職員等が市施設内駐車場にマイカーを通勤の車を駐車するという事は、行政財産の目的外使用にあたるということになりまして、行政財産使用料を負担することになります。こちらにつきましては、下の箱にありますとおり名古屋地裁の方でも凡例の方が出ておりまして、こちらは目的外使用にあたるという凡例が出ております。こういった考え方に基づきまして市施設内に駐車する場合は目的外使用料を負担していただくという考えでございます。では、その対象となるものはどういったものかというものに対しましては、3番対象者についてをご覧いただきたいと思いますが、市の施設に勤務しておりマイカーで通勤しているものが、市施設内に駐車を希望する時につきましては対象となります。これはこちらにあります①から④までの職員が該当になっているという方々でございます。続きまして、行政財産の目的外使用料はどのくらいの額になるのかというのが4番でございます。使用料の額につきましては、中段の※にあります計算式によりまして算出をしております、下の箱にありますとおり、勤務形態によって負担額が変わっております。まず、正職員、再任用職員につきましては、月額1,000円。また、会計年度任用職員。今で言う非常勤職員につきましては、勤務日数に応じた金額となっております。また、教職員につきましては、月額500円という額で設定をしております。こちらにつきまして、4月から負担をいただきたいということで進めているところでございます。説明は以上でございます。

○**島岡委員長** この件について何かあるか。

○**篠塚委員** 区分の件でお伺いしたいのですけれど。小中学校の講師等は、これは市が任用しているという形で会計年度任用職員の方に分類されるのか。県職員ではなくて。

○**今野人事課長** 学校に勤務しているので、学校の敷地に停める方につきましては、教職員等の扱いでさせていただければと。

○**篠塚委員** 学校に勤務してれば教職員扱いということ。土浦市で採用していてもですか。

○**今野人事課長** 市で採用している方については、会計年度任用職員。委員さんおっしゃったようなことで、会計年度任用職員になります。

○**篠塚委員** 講師。加配されている講師とか、そういう人たちがいますよね。これは市が雇用しているから会計年度任用職員ということですね。

○**今野人事課長** はい。そうです。

○**篠塚委員** 県で採用している正規採用している職員は教職員という分類でいいんですか。

○**今野人事課長** はい。そうです。

○**海老原委員** 自動車には、この括弧の中に自動二輪と。自転車は除くということになっているんだけど。自転車は当然なんだけれど。自動二輪でも、でかさも関係なくということなのかな。

○**今野人事課長** はい。自動二輪も対象から除いております。

○**望月総務部長** このマイカー通勤職員の駐車料金を負担するというのはちょっと、こ

れまでもですね、いろいろ課題としてはあったんですが、中々、都市部の学校と郊外の学校とで状況が違うということがありまして、土地が広い所に、余っているところに停めるのであればなんら問題はないということもあったものですから、これまでちょっと明確にはされていなかったんですが、昨年なんですけれど、一般市民の方からちょっと投書などがございまして、市の職員が無償で停めてあるのは、市民が使うスペースでおかしいのではないかというようなことでちょっと周りの市町村の状況とかですね。国の考え方などを整理しまして、今回負担して行こうというようなことになったものでございます。さっき委員さんのほうからオートバイの話もありましたけれども、明確に言えばオートバイも目的外使用なのかなとは思いますが、ちょっとその辺の線引きをですね、今回は自動車に限ってということで。一応勤務状況に応じて整理をさせていただきます。一応これでスタートさせていただきたいということでございます。

○吉田（博）委員 嫌な時代だな。

○吉田（千）委員 今の件で、該当する学校に来ていらっしゃる図書館司書の方。あるいは児童クラブの指導員の方もこれに該当するということの理解でよろしいのでしょうか。

○今野人事課長 今のご質問につきましては、会計年度任用職員にあたりますので、該当する。ただ勤務日数に応じまして、それは額が変わるということになります。

○吉田（博）委員 これはどのくらいの市民からの要望があったんだ。要望というか。

○望月総務部長 直接的には、1人から投書を昨年11月で、1年ほど前に、昨年、一昨年ですね。はい。ありまして。それ以降に1年かけまして整理をしたところですね。大体県内で半分くらいの自治体はこのような形でお金を徴収しておりまして、どんどんそれが都心部から広がって来ているというようなものですから、やらざるを得ないのかなということです。

○吉田（博）委員 大変だな。

○島岡委員長 その他、何かありますか。

（「なし」という声あり。）

○島岡委員長 委員から何かありますか。

○吉田（博）委員 本会議の委員会までに資料をちょっと用意してほしいんだけど、今の市の職員の給料体系。私から言わせると給料が低すぎる。10年くらい前に調べた時も県内の市町村の職員の中でも土浦市は低かったんだよ。今も低いとは思うんだけど、職員の数は減らされる、臨職は増える、仕事の量は増えるで給料が上がってないんだよな。それはちょっと俺はねやっぱ市の職員たちも覇気無くしているのかなという気がするから。元気がないなというのはそういうところの要因であるのかなと。その資料をさ。本会議の委員会までに、どのくらいの市の職員の給料体系はあるのかというね。それがわかる資料を出してください。

○今野人事課長 わかりました。

○島岡委員長 その他、何かありますか。

（「なし」という声あり。）

○**島岡委員長** 総務部の皆さんは退席して結構です。暫時休憩いたします。午後 1 時再開いたします。

(総務部退席)

(午後 0 時 休憩)

(午後 1 時 再開)

(市民生活部入室)

○**島岡委員長** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより市民生活部の案件について協議を行います。市民生活部資料に基づき、事業場排水調査に係る物損事故の和解について説明願います。

○**佐賀環境保全課長** 事業場排水調査に係る物損事故の和解についてでございます。事故発生は令和元年 1 2 月 1 3 日金曜日、午後 3 時 3 0 分ごろでございます。場所につきましては、佐野子でございます事業所でございます。状況としましては、環境保全課職員が事業所排水の水質調査のために立ち入りをしておりまして、前の現場の方でアスファルト鋼材と思われるものを靴底に付着させたことに気づかないまま、あいさつのために施設の受付に立ち寄った際に、写真の方にもございますように、フロアのタイルカーペットの一部を汚損したものでございます。汚損した部分のクリーニングをしまして和解をしたものでございます。クリーニングの費用 4 万 8, 0 7 0 円につきまして保険で対応したものでございます。説明につきましては以上でございます。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** この程度とする。

次に、土浦市手数料条例の一部改正(案)について説明願います。

○**佐野市民課長** 2 ページをお願いいたします。土浦市手数料条例の一部改正(案)につきまして、ご説明をさせていただきます。土浦市手数料条例につきましては、手数料を徴収する事務又は事項、手数料の名称及び手数料の金額等を定めているものですが、1 の条例改正の趣旨に記載がございますように、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、こちら通称、デジタル手続法と申します。こちらによりまして住民基本台帳法が改正されまして、住民票の除票の写し等及び戸籍の附票の除票の写しの交付が制度化されたことに伴いまして、交付に際して手数料を徴収するための改正を行うものでございます。また、同法によりまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、こちら通称、番号利用法。こちらの方も改正されまして、個人番号の通知カードの方が廃止となるため、手数料を徴収する事務等を規定いたします土浦市手数料条例の一部を改正するものでございます。主な改正の内容ですが、住民票の除票の写し等・戸籍の附票の除票の写しの交付が制度化されましたことから、それぞれについて、手数料条例別表第 1 に加えるとともに、併せて、現行で 8 の項から 1 0 の項に分類していた住民票の交付手数料について、1 つの項にまとめ 8 の項とし、戸籍の附票の除票の写し又は

戸籍の附票の除票の記載事項の交付について、12の2の項を新規に追加するものがございます。また、通知カードが廃止されるため、同表中通知カードについての手数料を規定する現行の13の項を削除いたしまして、新規で追加した12の2の項を13の項といたしまして、同表14の項中番号法総務省令28条第1項を番号利用法第2条第7項に改めるものがございます。改正文（案）につきましては、委員会資料の3ページから4ページのおりとなっております。なお、条例の施行日につきましては、3ページから4ページにございます第1条につきましては、公布の日からといたしますが、4ページにございます第2条につきましては、公布の日又は、デジタル手続法、附則第1条第6号に掲げる規定の施行日。こちらは令和2年5月30日までとなっております。こちらのいずれか遅い日から、施行するものがございます。説明につきましては、以上でございます。

○島岡委員長 この件について何かありますか。

○久松委員 住民票の除票とはなんですか。

○佐野市民課長 転出をされた方とかですね、死亡された方などが、あるものなのだと思います。これまでも読み替えをいたしまして、公布の方はしてあったのですが、その保存期間というの、また政令の方で今まで5年間という規定があったんですが、今回、こちら国の方の改正がございまして、保存期間も150年と。そこまでは保存しなさいというような改正がございまして、改めてこの規定の方を設けたというものでございます。

○久松委員 その除票というのはどういう時に利用されるものなの。要するにいなくなっちゃった人でしょ。

○佐野市民課長 相続等でやっぱり必要になる場合がございます。

○久松委員 個人番号の通知カードの廃止ということなんだけれども。個人番号の通知カードというのは、もう全部通知しちゃったからもういらぬよと。そういう意味ですか。

○佐野市民課長 こちら、今回の改正は通知カードの再交付に関する規定。再交付の500円という規定があるのですが、こちらが、今年5月30日までは通知カードを廃止すると、緑色の顔写真のない、国から来たものですね。こちら今まで再交付出来たんですが、今後はそちらの方は廃止して、新たに、例えば新しく生まれた方とか、そういった方には、総務省から改めて通知カードという形ではなくて、通知の方をすることによって検討しているとお聞きしております。

○島岡委員長 その他、何かありますか。

（「なし」という声あり。）

○島岡委員長 この程度とする。

次に、土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正（案）について説明願います。

○五来環境衛生課長 土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正についてご説明させていただきます。5ページをお開き願います。1番、条例改正の趣旨でござ

います。12月議会で議決をいただきましたが、今年度末で新治地区のごみの処理を行っております新治地方広域事務組合から脱退をいたしまして、来年度から全市のごみ処理を土浦市清掃センターで行いますことから、本条例中の新治広域の名称、さらに新治地区についての文言を削除するものでございます。条例の施行日につきましては、令和2年4月1日でございます。説明は以上でございます。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。
(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** この程度とする。

次に、令和元年度土浦市一般会計補正(第8回)予算(案)について2件ありますので順番に説明願います。まず、住民基本台帳関係事業を説明願います。

○**佐野市民課長** 7ページをお願いいたします。令和元年度土浦市一般会計補正(第8回)予算(案)につきまして、ご説明をさせていただきます。事業名は戸籍住民基本台帳関係事業でございます。まず、1の今回の補正の理由でございますが、個人番号カード交付事業費補助金につきましては、個人番号カードの発行などの事務を、国に機関であります地方公共団体情報システム機構に委任する経費に対する国からの補助金でございますが、令和元年度第2回通知カード・個人番号カード関連事務の委任等に係る交付金の見込み額等が、地方公共団体情報システム機構から示されたため、その費用について、増額補正をお願いするものでございます。2の補正予算額でございます。はじめに、歳入につきましてご説明させていただきます。16款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務費補助金個人番号カード交付事業費補助金でございます。個人番号カード交付事業費補助金につきましては、当初予算額1,418万6,000円に、今回増額補正をお願いいたします2,248万4,000円を追加し、3,667万円とするものでございます。続いて、歳出でございます。2款総務費3項1目戸籍住民基本台帳費19節負担金補助及び交付金個人番号カード関連事務交付金として、歳入同額の増額補正をお願いするものでございます。3の補助率につきましては、10分の10となっております。全額、国の補助金となっております。市民課からの説明は以上でございます。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。
(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** この程度とする。

次に、一般廃棄物有料化事業を説明願います。

○**五来環境衛生課長** 令和元年度土浦市一般会計補正(第8回)予算(案)につきまして、一般廃棄物有料化事業についてご説明させていただきます。8ページをお開きください。1番の補正理由でございますが、指定ごみ袋の販売枚数が当初見込みよりも増加いたしましたことから、ごみ袋の在庫を確保するために、指定ごみ袋製造等委託料の増額補正をいたします。12月議会で販売店に支払う手数料、歳入の補正を行いました。今回は袋の作成費用の補正を行うものでございます。2番の補正予算額でございますが、当初予算額5,002万3,000円に対しまして、272万1,000円増額

いたします。3番、補正予算の内容でございます。袋の販売の流れとしまして、各販売店は受注業務受託者に袋を注文いたしまして、定期的に、週に1回ですけれども販売店に配送をしています。販売店での欠品が生じないように、受注業務受託者に一定数の在庫を確保する必要があるものでございます。下の表につきましては1月までの販売実績でございますが、可燃の30リットルと45リットルの袋が当初見込みよりも多く売れているものでございます。説明は以上でございます。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。

○**今野副委員長** 前回も伺ったんですが、わからなくて、見込みと販売実績がかなり増えてますよね。実績の方が。どうしてでしょうかという質問をさせていただいて、五来課長のご説明で私がちょっと把握できなかったんですけれども、ちょっと差がありすぎる。この差は本当にどうなんだろうという疑問と。あとだいぶ前に他の方からも、久松委員からも確か出ていたかと思うのですけれども。薄くて破れやすいと。そういうことも影響があるのかな。だいぶ前に厚さはどのくらい差があるんですかという質問をさせていただいてはいたんですけれども。その辺ももう一度ちょっと、再確認という意味で教えていただけますか。

○**五来環境衛生課長** まず、当初見込みと販売実績の差ということなんですけれども。こちら当初見込みというのが。まず算出の根拠というのがあまり正確なものではなかった部分がございます。何リットルのごみが出るのかというのは、市では把握出来ていない部分があります。

○**今野副委員長** それは今までのトータルというか。今までこのくらい使っているという根拠ではないということですか。

○**五来環境衛生課長** ないです。まず、今まで市が有料化を始める前ですね。袋をどのくらい売っていたのかというのが、市では把握しておりません。あくまでもこれは民間事業者が作成して普通の流通ルートで販売をしていたものでございます。今回のどのくらい袋が売れるかの見込みを作成するにあたりましては、トン数は、重さは把握しているんですね。市の方でごみが集積されている重さは把握をしております。その重さが何立方あるのかというのは、実は把握が出来ていない。どこも量っていないから。ですからトン数から見込みを立てるのに何リットルのごみなのかというのを換算するにあたりましては、環境省が出している比重がございます。それを使って算定をしました。そこに誤差があったということは否めない。ですから環境省が一般的なごみと土浦市がより分別をしているので比重が違う可能性がございます。

○**今野副委員長** 今までは何枚売れたかという枚数は把握していないというようにおっしゃいましたけれど。今、ここで4月から1月までの販売実績の枚数が具体的に出ていますよね。これは、今回から有料化になってから枚数を認識するというか確認するようになったということなんですか。

○**五来環境衛生課長** ごみ処理手数料は1枚15リットルで1枚15円という歳入が入ってまいります。当然枚数がわかって、歳入が入ってまいりますので、この有料化になってからは把握はできております。

○**今野副委員長** 有料化になってから初めて把握したということなんですね。はい。わかりました。薄さとの関連というのはあまりないのでしょうかね。

○**五来環境衛生課長** 薄さにつきましては、全国的な標準的な規格で作成をしております。やはり有料化を始めたところでそういった苦情が多くて、厚くて破れにくくしたところもありますけれども、実は、そうしますと処理場の方で実は、ごみを燃やすのには破いて。破くんですね。そういったことができなくなってしまう。ということもございますので、やはり標準的な厚さということで実施はしております。ただ、前の袋の時には厚めの袋を作っているメーカーさんもあったみたいなんで。そういったものと比べるとちょっと、確かに破けやすいというのはあると思います。

○**今野副委員長** かなり破けますよね。

○**五来環境衛生課長** 前どんな袋を使っていたかによるんですけど。

○**今野副委員長** これは破けないようにしていただければありがたいなと思います。まだ、苦情をいただいております。

○**五来環境衛生課長** 先ほど袋の枚数が多い原因ということで、比重の件。それだけでは理由ではないと思いますので、その他に販売店が在庫を持つ。各家庭で在庫を持つ。最初はですね、どうしてもそういうことがおきますので、そういったものを多く含まれておりますので、そういったものが把握しきれていない。という部分。それから先ほどから申しましたけれども、市で想定している量を入れていただけないで捨てられている袋は結構ある。

○**今野副委員長** きちきちで入れると破れちゃうというのがあるんですけど。こだわってしまってすいませんね。

○**五来環境衛生課長** 頑張ってください。

○**島岡委員長** その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** この程度とする。

次に、令和2年度主要事業について5件ありますので順番に説明願います。まず、地域公民館整備事業を説明願います。

○**飯泉市民活動課長** 9ページをお願いいたします。市民活動課が所管いたします令和2年度の主要事業につきまして説明をさせていただきます。9ページ地域公民館整備事業でございます。本事業につきましては、町内会の地域活動における交流の拠点となります町内の公民館整備に対しまして、補助を行うことにより、地域住民の連帯感、そしてコミュニティ意識の高揚を図るものでございます。令和2年度につきましては、新築が真鍋新町の1件。修繕につきましては、神立町1区、粕毛町、おおつ野の3件、合わせて、4件の整備を予定しているところでございます。補助率につきましては、工事費の3分の2となっておりまして、新築が2,000万円、修繕が500万円の上限と制度化されているものでございます。説明につきましては以上です。よろしくお願いたします。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。

○吉田（博）委員 課長。この事業は何年になるだろう。始まって。

○飯泉市民活動課長 現在の制度が平成13年度から今の現在の制度となっておりまして。令和元年度までで18年くらいですか。

○吉田（博）委員 この事業、各町内というか、ほんとみんな喜んでるんだよ。大変素晴らしい事業で、18年なんだなあという感想なんだけれども。ひとつ18年前に新築の補助を受けて出来た公民館を、まあ18年になる訳だよ。それを20年、30年になるとおかしいところが出て来るんだけれども。そういう時には、年数的に新築の補助金を受けて建てた公民館が何十年を過ぎれば修繕の対象になるとか。あるのか。これ。

○飯泉市民活動課長 この平成13年度に出来ました要綱に基づきまして、そこに要綱で定めておりますのが、新築したあと20年経過した公民館については、また補助の対象とさせていただくと。

○吉田（博）委員 たいしたもんだな20年とは。ありがたいよね。わかりました。その辺がちょっとどうなのかと思ったから。

○久松委員 公民館を持っていない所が5つあるというけれど、どこですか。

○飯泉市民活動課長 集会施設を所有していない町内会、5町内ということでございます。1つが千束町、2つ目が西根西1丁目、3つ目が木田余東台、4つ目が木田余西台、あとは中村にありますイーストガーデン。こちらの5町内が公民館は町内独自では所有していないという状況でございます。

○吉田（博）委員 それ久松委員の話なんだけれども、新たに都和の1・4丁目。それはそこに入ってくるのかなという気がするんだけれども、どうだろう。

○飯泉市民活動課長 今まで常名の市営のところを使われていて、今建物が無くなりましたので、そういった意味では、町内会で所有する公民館が無いような状態に現時点ではなるのかもしれないです。町内会からは相談を受けたこともございまして、まあ、公民館の考え方、今現在いろいろございまして、建物の維持管理をするのに、いくつか皆さん合同で建てられるところもありますし、今お話ししました町内会につきましては、よその町内の公民館を借りるとか。あとは地区公民館の会議室を利用するとか。いろいろな考え方がありますので、町内でよく検討してくださいという。制度については補助が使われる場合はこういう制度が、今お話ししました平成13年に作った制度がございまして、その時にはまたご相談くださいということでお話はさせていただいております。

○吉田（博）委員 そうすると各中学校地区にある公民館の会議室を借りるなんてことも出来るんだな。考えればな。ようは、3分の2のあれだから、新築で2,000万ということは、地元負担1,000万。その金を貯めるにも10年20年のスパンはかかる訳だから。なるほど、そういう考え方もあるな。はい。ありがとう。

○篠塚委員 あとで結構ですので、各町内会、公民館を持っているところで地縁団体を組織している数とか。また、昔のままで名義が個人名になっているとかあると思いますが、調べていただいて。これから作る場所は地縁団体を作っていただいて、だめですよって指導はしていると思うんですけど。すいませんが、あとで資料をだしていただ

ければ。

○**飯泉市民活動課長** 一応、平成13年に公民館の補助制度が作られたんですけども、その制度を作るにあたりまして、各町内に、今の公民館、何年に建てられたもので、近いうち建て替えの予定がありますかなど、修繕の予定がありますかとか。そういった部分の調査を平成10年のころにやって以降、時間が経過しておりますので、今年の4月には、改めて各町内会で公民館がこういった形で今使われているのか。今後の予定はこういった形があるのかみたいな、調査を4月にやらせていただくということで、今準備をしております。地縁団体につきましては、現在53団体ございますけれども、そういったものも改めて、ご説明もさせていただきながら公民館がこういった形で今後維持管理されていくのか。修繕を行っていくのかみたいなのをまとめていければと考えております。

○**篠塚委員** それが出来てからで結構です。

○**島岡委員長** その他、何かありますか。
(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** この程度とする。

次に、協働のまちづくりファンド(ソフト)事業についてを説明願います。

○**飯泉市民活動課長** 続きまして、10ページをお願いいたします。協働のまちづくりファンド(ソフト)事業でございます。協働のまちづくりファンド事業につきましては、土浦市協働のまちづくり基金を活用いたしまして、市民活動団体等が自主的に行うまちづくり活動の支援を行うことによりまして、活力ある地域社会の実現を目指すものでございます。補助の内容につきましては、1年目が事業費の4分の3で上限が30万円、2年目が事業費の2分の1で上限が20万円となっております。令和2年度につきましては、本年度からの継続しております2団体を含めまして、7団体の活用を見込んで予算の方をお願いしたいというものでございます。いるところでありまして、新年度の募集期間につきましては、4月から5月を予定しているところでございます。説明につきましては以上です。よろしくをお願いいたします。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。

○**篠塚委員** まちづくりファンド基金の方なんだけれど、ふるさと納税で一気にばっと増えた時がありましたよね。これで基金というか、200万というのは限界なんですか。もうちょっと広げていけるくらいの予算は増えているような気がするんですが、どうなんでしょうか。

○**飯泉市民活動課長** 平成30年度末現在でですね、ふるさと納税の寄付とあと元々の市の分と、あとは民間都市開発機構。合わせて2億3,000万くらいございます。本年度、令和元年度に、地域公民館、町内会の公民館とまちづくりファンドで4,000万弱くらい使わせていただく予定ですので、2億弱くらい、寄付分と市の分と民都分とがあるような状況でございます。それなので。枠があるのかないのかといいますと、まだ枠はございますけれども、あとは都市計画課で所管しておりますハード整備の部分も含めての基金でございますので、ハード部分とも調整をさせていただきながら、計画的

に使わせていただければと考えているところでございます。

○篠塚委員 ソフト事業を使う人がだんだん増えて来たんですけども、2年間という誓約があるんですが、今度いろんな枠が増えてくると違う使い方であってもいいのかな、検討してもいい時期に入ったのかなと思いますので、そういう意味で予算が増えないかと聞いたんですけども、まあ、それを検討することをお願い申し上げまして、よろしくをお願いします。

○吉田(博)委員 予算増やしてやった方がいいぞ。

○島岡委員長 その他、何かありますか。
(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 この程度とする。

次に、第4次土浦市男女共同参画推進計画策定事業を説明願います。

○飯泉市民活動課長 続きまして、11ページをお願いいたします。第4次土浦市男女共同参画推進計画策定事業でございます。本事業につきましては、男女が互いに尊重し、それぞれの個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、策定をするものでございます。本計画につきましては、現在、第3次計画・後期計画に基づきまして、各種事業を実施しているところでございますが、来年度が計画の最終年度となりますことから、新たな課題や視点を反映した次期計画を策定するものでございます。計画の策定にあたりましては、市民代表や学識経験者、関係団体等により組織をしております委員会において、ご協議をいただきながら計画の策定作業を進めてまいりたいと考えております。総務市民委員会からは、今野副委員長に委員として参画をいただいておりますので、よろしくをお願いいたします。説明につきましては以上です。よろしくをお願いいたします。

○島岡委員長 この件について何かありますか。
(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 この程度とする。

次に、防犯対策事業を説明願います。

○坂本生活安全課長 12ページをお願いします。防犯対策事業でございます。安心で安全な住みよいまちづくりの実現を図ることを目的としまして、令和2年度としまして防犯灯設置補助事業と防犯カメラ修繕事業。それから自主防犯組織活動用具購入事業の3点を上げさせていただいております。1つ目の防犯灯設置補助事業は、夜間における犯罪や事故等の未然防止を図ることを目的としまして、町内会が実施する防犯灯の設置に要する経費の一部を支援し町内会の負担軽減等を図っているものでございます。この事業によりまして令和2年度には、蛍光灯の防犯灯が全てLED防犯灯の方に切り替わる予定となっております。市内約1万4,800基あります防犯灯がLED化になる予定でございます。2つ目の防犯カメラ修繕事業は、駅など不特定多数の方が利用する公共の場所に、現在46台の防犯カメラが設置してあり、犯罪の発生抑止、事件事故の早期解決などで公共の安全の維持を図っているところでございます。増設の要望など町内会などから伺ったりとかしますが、既設の防犯カメラの方がすでに耐用年数が過ぎて

しまっていて、不具合が生じてしまっている現状がありますので、限られた予算の中で計画的な修繕の方を図って参りたいと思います。3つ目の自主防犯組織活動用具購入事業は、市内町内会で自主防犯活動を行っていただいている団体に対しまして、活動支援として、統一された蛍光反射メッシュキャップを配布することによって、自主防犯組織活動の醸成や活性化を図ってまいりたいと考えております。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。

○**吉田(博)委員** 課長さ。アドバイスが欲しいんだけど、いろんなところで、議員よ、防犯カメラ付けろよ。と言われるんだよ。なんて答えたらいいんだ。そんじょそこらに付けられないだろうよ。市の予算で。あそこに防犯カメラがあつたらいいんだよな。犯罪の抑止力になるんだよな。議員なんとかしろよって。なんて答えればいいんだよ。いつも困っているんだけど。

○**坂本生活安全課長** 担当課としましても、確かに町内会の方から防犯カメラをこの交差点とか。この何某のとおりをとという意見をいただくのですが。いかんせん今ある荒川沖周辺とか。土浦駅周辺とか。防犯カメラが映りがかなり悪くなってきている。たまに動いてないよというような。点検の時に言われる。それ以外には警察の方からデータの提出というような犯罪が起きると、起こるので、その時に映っていませんでした、すいませんでは、ちょっと済まされないというのがあるので、既設のものはとにかく、まずは修繕の方を優先させていただいて、というふうなことでお願いしている次第です。

○**吉田(博)委員** これさ、今市にある防犯カメラ46台か。これが適正な数なのか、少ないのか、こんだけあればいいだろうか、というようなところにもなるんだけどなとなるんだけど、議論すればよ。大変難しいよな。欲しいよな、確かに。要望があればさ、各町内からあれば防犯カメラ欲しいよ。ただ、防犯カメラを使うモラルの問題もあるんだよな、個人のプライベートとかさ、プライバシーとかもあるから。ただ付ければいいという問題でもないとは考えているんだけど。もうちょっと予算でも付ければ、直すんじゃなくて新設も出来るだろうよ。新しいの買ったっていくらでもしないだろうよ。32万くらいか、な1台、リースという手もあるよ。難しい問題だな。以上です。

○**久松委員** あのキャップ96万だけれども、1町内あたりどのくらい、何個くらい配備されるの。

○**坂本生活安全課長** 1町内あたりですね、1つ390円程度のものを13個配備したいと考えております。

○**久松委員** あのグリーンのキャップね。メッシュの。

○**坂本生活安全課長** グリーンというか、いろいろあると思うので、それは買う時に選定はしますが。

○**久松委員** 私の防犯パトロールのメンバーもかぶっているんだけど、色褪せちゃって。色が無くなっちゃった。ちょうどいいんじゃないですかね。はい、いいです。

○**海老原委員** 自主防犯組織の活動をやっている中で、教育委員会。中学校はいいとしても、小学校の送迎。送迎の時に。登下校の時に自主防犯組織でも少し入れてもらえないかというのが、教育委員会から要望があると思うんだけど。連携というのは、やっている。自主防犯組織のパトロールを小学校ね。登下校の時。登校はいいや。下校の時に、一緒に居てもらえないかということが、教育委員会から、お願いみたいなのが来てたんだよね。各町内に。その辺の連携を教育委員会と市民生活部の方では取っているのかなと。

○**坂本生活安全課長** 1つは、学校の方にはスクールガードリーダーという組織があつて。生活安全課の方で町内会にお願いしている自主防犯組織というのは、各自主防犯組織の方で自分たちのあつた防犯ですか。ですから、いろいろなパターンがあると思うので、その町内がそのスクールバスのバス停をどのように防犯組織としてやるかというのは、多分町内会というか自主防犯組織と相談していただくしかない。市の方で町内にあそこのバス停というような指定はしてませんので。

○**海老原委員** ということは、各自主防犯組織もね、町内の中でもいくつかあると思うので、それぞれのグループ単位で検討するとしかないのかな。

○**小松澤市民生活部長** 教育委員会の方からそういった依頼というのは、特に私は把握はしていないんですけども、先日まりやま新町ですか。早乙女区長さんの方で、長年子ども達の登下校の付き添いをやっているということで、全国表彰を受けたんですけども。そういった町内のようなところもございます。今回もまた調査をやるしかないとは思っているんですが、出来た当初は168団体あるということでなっているんですけども、実際やってらっしゃった方が高齢になったりとか、若い方が入らないとかということで、中々活発になっていかないところもあるので、今回テコ入れをしようという話なんですけれども。実際には、ほとんどの数は活動していないという状況がある訳なんです。そういったことで町内別の一律な活動をやっていらっしゃらないということもあるので、中々連携はしたいと思っておりますけれども、中々統一したことでお願いということは難しい状況もあるのかなと感じてはおりますけれど。

○**篠塚委員** ドライブレコーダーに対して、ちょっとお伺いしたいのですけれども。今防犯カメラとあつたんですが、ドライブレコーダー自体が移動する防犯カメラみたいな役割を果たしているのがかなり多くて。それに対して補助をするような自治体もあるように伺えるのですが。防犯対策費の中でドライブレコーダーについて検討していくことは考えているのか。検討したのか。どのように考えていらっしゃるのか。ちょっとわかれば教えてください。

○**坂本生活安全課長** 防犯カメラに関しては、運用要綱を設けて、設置する時には、警察等と協議をして、カメラの設置場所、価格そういったものを協議して行くと。いざ犯罪が起きた時には、こういうケースの場合はデータを提出しますよ。というような要綱を設けて運用しているという実態がありますので。例えば、公用車に付けたカメラ。ドライブレコーダーのデータを防犯に使うんだということになってくれば、そういった要綱とか、警察とのデータの提出の仕方とか。そういったものを検討しなくてはならない

ようになってくるのかな。ですので今のところ防犯として、それをデータを集中した管理ですか、そういったものの検討は行っておりません。

○篠塚委員 様々なケースでデータを警察の方に集めてきたりとかすると思うのですが、防犯だけでなく、いろんな不審者があったとか、そのエリアであった場合は呼びかけをすとか、警察だけではなくて土浦市でもそういう対策を今後取っていくしかないのかなあと思っていると思うのですが、それにはさっき言われた要綱が必要だということですよ。データ管理とかなんか。一般の方に協力を依頼するというのも要綱が必要なんですかね。そういう検討していく時代になったのかなと思うのですが。どうでしょうか。

○小松澤市民生活部長 何に使うのかというのを明確にしなくてはいけないと思うんですよ。今市が付けている46台についても、市の職員は見てはいけないという決まりになっていまして。管理者が必要であれば、見る事が可能は可能なんですけれども、一般的には職員は見ないように。だれが見るんだという犯罪があった時に警察から設置場所を協議していますから、このカメラのデータが欲しいということで、明らかな目的を定めてやってる。一般の車両のドライブレコーダーですか、それもやはり市が集める決まりをつけるとなれば、何らかの要請がある。警察から要請がある。そういったことの整理をしないと要綱を作るにしても厳しいのかなと思いますね。

○篠塚委員 犯罪だけではなくてね。犯罪になるのか、不法投棄とか。いろいろなことがあるじゃないですか。それに関して、警察じゃなくて市の方で情報を収集した場合に民間の方から情報を提供していただくようなことが出来るかとか。そういうことも検討が必要かなと、ありまして、思ったものですから。それには要綱が必要だということであれば、もちろんそういうのも整備していく必要があるだろうということで、今後の課題ということでまた、よろしくをお願いします。

○島岡委員長 その他、何かありますか。
(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 この程度とする。

次に、汚泥再生処理センター整備事業を説明願います。

○五来環境衛生課長 13ページ、汚泥再生処理センター整備事業でございます。事業の目的でございますが、老朽化した衛生センターをし尿や浄化槽汚泥に加えまして、農業集落排水処理施設の汚泥の一部も併せて処理しまして、清掃センターで使用する助燃剤とする設備を備えた汚泥再生処理センターとして建て替えるものでございます。今年度、着手しました本体工事は水槽等があります地下部分が完了、現在は2階建ての上屋部分の工事を着工、また、並行してプラント機器の作成に着手しております。令和3年4月の稼働開始に向けて、順調に進捗しております。今後の予定につきましては、新施設完成後の令和3年度に既存施設の解体撤去を行うものでございます。説明は以上でございます。

○島岡委員長 この件について何かありますか。

○久松委員 これ総事業費はどのくらいになるんですしたっけ。

○五来環境衛生課長 全体事業費でございます25億8,000万でございます。

○久松委員 助燃剤というのは具体的にはどのようなものなんですか。

○五来環境衛生課長 汚泥をですね、水分を取っていきまして、ある程度自然に燃える水分量にした塊。ただ、においとかしませんので、普通のトラックとかで運搬しても問題はございません。

○久松委員 清掃センターはどのような役割をする訳。

○五来環境衛生課長 燃料の代わりとしているものでございます。ただし、実際に清掃センターで燃料を使うのは、最初の燃やし始める時くらいで、あとは焼却が始まってしまうと燃料は特に必要はないんですけれども。その間、間に助燃剤を入れて行きまして、燃えるのを助けてあげるということでございます。助燃剤とすることで、この交付税を受けられる。非常に有利な。総事業費25億8,000万と言いましたけれども、その内16億ほど、交付金と、裏負担の交付税でいただけます。この助燃剤を作ることで。はい。

○久松委員 助燃剤を作るしかないな。

○島岡委員長 その他、何かありますか。
（「なし」という声あり。）

○島岡委員長 この程度とする。

次に、報告事項について2件ありますので順番に説明願います。まず、土浦市自転車等の放置防止に関する条例及び施行規則の一部改正（案）についてを説明願います。

○坂本生活安全課長 14ページをお願いします。現在、生活安全課では、自転車の放置禁止区域、公共の場所に放置してある年間約370台前後の自転車や原動機付自転車、原付ですね、こちらをシルバー人材センターに委託しまして、撤去、保管、防犯登録などから所有者を調べまして通知してして返還するという業務を行っております。返還の際に自転車が1,030円、原付が1,540円の保管手数料を徴収しておりますが、撤去、保管、返還について、1台あたりの実費を計算してみますと、自転車は3,300円、原付が3,800円ほどかかっております。市では早朝の時間帯、駅前に立哨指導員を配置するなどして放置自転車禁止の指導などを行ってはおりますが、なかなか減らない現状がありますので、そちらを考えますと現在の保管手数料の自転車1,030円を3,300円に、原付の1,540円を3,800円の実費相当額に条例改正しまして、放置自転車の減少を図っていきたいと考えております。保管期間と保管場所に関しましても、撤去してきた自転車が持ち主に返還できる場合というのは、ほとんど2か月以内に返還できておりますので、保管場所や保管の経費を考えますと、保管期間を6か月から2か月にして、保管場所も湖北にあります自転車保管所から土浦駅西口の第2自転車駐車場の屋上の方に改正するのが適当かと思われまますので、合わせて改正したいと考えております。条例等の改正スケジュールとしましては、令和2年6月議会で、条例改正を上程させていただきまして、周知期間を経て、令和2年10月より施行したいと考えております。説明は以上です。よろしくお願いたします。

○島岡委員長 この件について何かありますか。

○海老原委員 テレビの放送でやったやつなんだけれども、駐輪場に停めて、混んでいる都市なんだけれど、停めた。停めたやつを、その駐輪場は30分は無料なのね。その無料の中に、他人がどかしちゃって、自分で入れて、どかさされたのは放置自転車になっちゃったんだよね。そういうのは土浦でもあり得るのか。

○坂本生活安全課長 シルバー人材センターに委託をしているので、そういったケースがあるのかなのかという報告はありませんが、即日撤去ではありませんので、1週間なり、帯封を付けて警告をしてからなので、それがすぐなくなっちゃったということは多分ないと思います。

○海老原委員 今のテレビの件はないな。

○小松澤市民生活部長 市の管理している場合、駐輪場については、2重ロックを推奨しているんですね。自転車が盗まれない。自転車本体が盗まれないように、自転車のほかに施設につなぎとめるようなロックの方法を推奨していますので、いない隙に持って行っちゃうような駐輪の方法は勧めていませんので、大丈夫かなと思います。

○久松委員 放置自転車の年間の実績はどうなの。

○坂本生活安全課長 平成30年度は、392台の撤去で、返還が96台と。平成29年度ですと、375台の撤去で、返還が103台というようなことになっております。

○久松委員 返還されないものについての処分はどうしているの。

○坂本生活安全課長 返還できないもの、撤去して持ち主が表れないもの。こちらに関しましては、自転車組合の加盟店の方に無償で引き取っていただきまして、加盟店の方ではリサイクルして販売するというようなことをございます。

○島岡委員長 その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 この程度とする。

次に、土浦市消費者教育推進計画についてを説明願います。

○坂本生活安全課長 土浦市消費者教育推進計画の策定につきましては、2月17日に土浦市消費者教育推進地域協議会から市長へ答申がされた結果、計画書が策定されたので、総務市民委員会資料の別紙という形で提出させていただきました。後ほど、お目をお通しいただければと思います。説明は以上です。よろしく願いいたします。

○島岡委員長 この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 この程度とする。

その他市民生活部から何かありますか。

○飯泉市民活動課長 土浦市多文化共生推進プラン後期計画の策定につきまして、口頭にて説明をさせていただきます。昨年12月の総務市民委員会におきまして、ご説明をいたしました土浦市多文化共生推進プラン後期計画につきましては、パブリック・コメントを1月10日まで実施いたしました結果、1件のご意見が寄せられました。このご意見等も踏まえまして、総務市民委員会からは、吉田千鶴子委員にご参加をいただいておりますが、今週金曜日に開催いたします検討委員会において、最終的なご協議をいた

だき、本年度末に多文化共生推進プランの後期計画を策定することができるよう準備を進めているところです。このようなことから、本年度末に計画書がまとまり次第、皆様には速やかにお配りをいたしますので、よろしく願いいたします。説明につきましては、以上となります。

○**島岡委員長** その他何かありますか。

○**佐賀環境保全課長** 第2期土浦市地球温暖化防止行動計画の策定につきまして口頭で説明させていただきます。昨年12月の総務市民委員会におきまして、ご説明いたしました第2期土浦市地球温暖化防止行動計画につきましては、パブリック・コメントが1月13日まで実施をしました結果、50件のご意見をいただきました。このご意見も踏まえまして、総務市民委員会からは篠塚委員にご参加をいただいております環境審議会を今週の金曜日に開催をしまして、ご審議いただいたのちに計画を策定できるよう準備を進めているところであります。計画書につきましてはまとまり次第、委員の皆様には速やかにお配りいたしますのでよろしく願いいたします。説明につきましては以上でございます。

○**久松委員** 委員長。今の50件は非常に多いという印象なんだけれども。その意見などまとまった資料はあるんですか。

○**佐賀環境保全課長** 3名の方から50件いただいております。語句を間違っていたりですかと、数値の方の誤りであったりとか、そういった細かい部分をきちんと見ていただいた方がいらっしやいまして、そういったところも含めて50件というようなことでございます。

○**久松委員** わかりました。

○**島岡委員長** その他何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** 委員から何かありますか。

○**篠塚委員** 一般廃棄物有料化事業で先ほど話がでた件の令和2年度の市政方針の中でごみ袋の有料化につきましては、導入後のごみ量の推移やリサイクル率など、実績を取りまとめたうえで、様々な人の意見を聞きながら、改めて手法や価格設定の見直しについて検討を進めます。というのがあるのですが、これについて、いろいろこれから進めて行くんでしょうから、データが出たりですね、進め方とかわかったら報告をしていただきたい。今わかる範囲で答えてくれと言ったって無理でしょうから、今後どのように進めて行くのか。データ等がありましたら委員会で定時報告をしていただければと思います。

○**五来環境衛生課長** こちらにつきましては、データとか、お示しできる時期がまいましたら、そういったものを委員会で報告させていただきますのでよろしく願いします。

○**島岡委員長** その他何かありますか。

○**吉田(博)委員** 例の告発された件なんだけれども、市の方から話を聞いて、事業者からも話を聞いて、最後に施工者から話を聞いたんですよ。施工者から話を聞いた、会

議録も上がっているけれども、その中で2点ばかりみんなが疑問に思ったのは、我々はあまり条例とか詳しくないから、残土条例の中に2条の5項か6項の中に、製品としてのものであれば、許可を市町村から得なくていいみたいなことがあって、施工業者は自分はその点でもってやったんだというようなことを主張していたんだよ。そういう条例はある。

○佐賀環境保全課長 ただいま、ご指摘をいただきました、土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の第2条第2号の方にですね、除外規定の方で製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除くと言った文言がございます。こちらにつきましては、土砂を原材料として扱う場合がございますので。例を挙げますと、コンクリートを製造する会社が骨材として土砂を利用する場合など。確実に製品を製造するための材料として使うといった場合は除外をしますといったものでございまして、購入したものの若しくは無料でもらったものについて、いかなる場合も土砂の場合は、土砂のまま、というような取り扱いになっております。土砂のまま取り扱う場合に除外規定もう一つございまして、第7条埋立の許可の部分で第2項の第4号に市の規則の方で定めるものというところがございます。規則の方で定めている部分につきましては、土砂のまま取り扱う場合につきましては、こちらは一般の工事に使う場合、埋め戻し等の土砂としてたい積するようなことも想定されますけれども、そういったところは100平米未満の土地にたい積する場合は、通常そういった事業者はたくさん市内にもいらっしゃるということで、土をそのまま土として扱って使うといった場合は、100平米未満であれば許可の方は必要ないというようなことになっておりますけれども、それ以上の量をたい積する場合は許可が必要となるというようなものとなっております。

○吉田(博)委員 そうすると、今回の場合は、どちらも除外規定にも属さないよと。やはりちゃんとした申告、許認可が必要だよということなのかな。

○佐賀環境保全課長 おっしゃるとおり、許可が必要な案件と考えております。

○吉田(博)委員 なるほどな。施工者はそういう風に我々委員会には言ってたから、じゃあこれは執行部に聞かなくてはいけないというのがあったから。それともう1点なんだけれども。盛んに言ってたのが隣のところで火を燃していると言っているんだよ。朝。市の職員は、それを見に来ていないとかね。そんなことで、ちょっと今回の土砂と入れたところとちがうところで、施工業者が怒っているというか、おかしいんじゃないかというのは、市は早朝に見に来たことは一度もないと、いつも昼間だと。早朝に脇のところで火を燃していると。それをちゃんとスマホで動画を撮ってさ、我々にも見せたんだよ。確かに見るとユンボの脇で火が燃えてて、それは建築廃材かなんか燃しているのかなというのはわかるんだけど。そういうようなことを主張するんだけど。そういうのは隣で火を燃しているというのは、役所としては把握しているの。

○佐賀環境保全課長 そういった通報がありましたことは事実でございます。通報がありましたので、確認のために環境衛生課の方の職員の方が出向きまして、産業廃棄物にあたるというような判断がございましたので、茨城県の方に取次ぎまして、茨城県と環境衛生課職員の方で指導を行っております。産業廃棄物につきましては、茨城県での

指導というようなことになってございますので、県の方にそちらの相談の内容につきまして引き継いでいるところでございます。

○吉田（博）委員 県とちゃんと話はしているんだな。市の方も。

○五来環境衛生課長 こちら、うちの方の担当も確認をしております、県の方についてでございます。

○吉田（博）委員 今現状はどうなっているんだ。

○五来環境衛生課長 今は県の方をお願いをしてしまった状況でございますので、こちらの方では、一般廃棄物を燃やしている訳ではないという判断になっております。

○吉田（博）委員 県に任せたって、県からどういう状況ですかと聞くのが当たり前だろうよ。黙ってたってしょうがないだろうよ。県も把握しているんだ。あとはなかったっけか。

○島岡委員長 なければ、この程度とする。

その他委員から何かありますか。

（「なし」という声あり。）

○島岡委員長 以上で総務市民委員会を閉会いたします。

（市民生活部退席）

○島岡委員長 委員の皆さんは「その他」協議していただくことがございますので、お残りいただきました。協議事項といたしましては、残土問題に関する全員協議会での委員長報告の読み合わせの件でございます。前回、施工者、・・・の・・・氏を参考人として委員会に出席していただきました。そして説明を受けました。その結果、議運に諮って今回の定例会の全協の場で報告したいと思っております。委員会としての報告をまとめましたので、事務局より朗読していただきたいと思っております。なお、何かありましたら、ご協議をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり。）

○事務局 令和2年第1回土浦市議会定例会委員会説明書（全協用）昨年第3回定例会において、当総務市民委員会に調査を付託されました「沢辺地区土砂等による土地の埋立て」事案について、度重なる委員会を開催し、関係者から詳細な説明を求め、慎重に調査をいたしました。以下、その調査の経過と結果についてご報告申し上げます。

令和元年9月9日に、執行部及び同年9月12日に事業者から、次のように説明を受けました。主な内容は次の通りです。執行部からの説明は、同年7月18日から無許可で土砂の搬入を確認し、事業者及び施工者に複数回に渡り停止するよう指導をしました。

同年7月22日に、土砂の搬入を停止するよう指導するが、土砂の搬入を確認したため、事業者に対し、「土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」第7条第1項の違反により措置命令を交付しましたが、その後も土砂の搬入は見受けられました。同年9月2日に、茨城県廃棄物対策課によりドローンを用いて上空から現場写真の撮影を実施し、再度、事業者へ搬入停止の指示をしました。同年9月9日に土浦警察署と水戸地方検察庁へ告発状を提出しました、との説明を受けました。次に、事業者からの説明は、同年7月12日に、当該土地の所有者から事業者に伐採伐根整地を任された

ため、施工者に依頼をしました。同年7月18日に、市役所から残土が搬入されていると連絡が入りました。また、施工者には手続きが済んでから工事に入るよう話しましたが、指示をする前に残土を搬入されてしまいました。事業者が口頭で搬入の停止を求めると、搬入が止まらないことから、市役所より現場に立ち入れないような対策を取った方がよいとのアドバイスを受けました。同年9月2日に、茨城県廃棄物対策課より指導が入りました。同年9月9日に、施工者が重機の搬出を行いました、との説明を受けました。聞き取り調査後も、未だ不十分な点があるため、作業を行った施工者にも説明を求める機会を持ってはどうかということから、議員の皆様もご存じのとおり、令和2年2月3日に施工者出席のもと、委員会を開催し、調査を行いました。施工者からの説明は、契約書の通り、伐採及び雑草の撤去作業、造成に伴う工事の予定でありましたが、土の購入を誤った数量で発注してしまったため、予定以上に積み上がってしまいました。事業者からは、契約と違うので中止してほしいと言われましたが、土を発注してしまったことから、購入した土を入れるまで止めることが出来ませんでした。事業者の判断ではなく、施工者の判断で行ったものでした。との説明を受けました。なお、施工者本人からは、土砂の搬入は自分の判断で行ったものであると繰り返し強調していました。これら三者からの説明を受けて、当総務市民委員会内で協議した結果、現在、警察でも捜査を行っているという話を聞いておりますので、この後につきましては、司法に任せ、「沢辺地区土砂等による土地の埋立て」事案についての調査を終了いたします。以上で調査報告を終わります。よろしくお願ひします。

○**島岡委員長** 今の事務局から、今回全員協議会での委員長報告ということで出そうと思う文面でございますが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

○**吉田(博)委員** 司法に任せるといふか、司法はやっているんだけども。委員会の報告としては、ただ聞いた内容を羅列しているだけで、もうちょっと委員会として意見的なものを一つくらい入れてもいいのかなと思うんだよね。私がこの三者の話聞いて思ったのは事業主の・・・も私も被害者だと言ってたんだよね。最後、施工者を呼んで話を聞いた会議録がみなさん持っていると思うんだけども。施工者も全部私の責任だと。・・・さんは悪くないんだというのをね、強調するんだよね。だからその辺がね、最後の施工者が強調したことが書いてあるのが、この報告書によると、事業者の判断ではなく、施工者の判断で行ったものでした。というこの一行かな。これにあたると思うのですが、もうちょっと私は強く、事業者の判断じゃなくて、事業者の判断はなく、事業者の責任ではないというようなのを一行入れてもいいのかなあという気がするんだけども。実際はわからないですよ。実際は司法の方でやるから誰が責任があつて、誰が責任がないかはわからないけれども。事業者の判断ではなく、施工者の判断で行ったものでしたというよりも、施工者は事業者は責任はないと言っているところがあるんだから、それを付け加えてもおかしくないかなと。もうちょっと強く押したらどうかなというふうに思うのですが。いかがでしょう。

○**今野副委員長** 私も吉田(博)委員と同じ意見です。この報告書ですと、・・・さんがあれだけ強くおっしゃってたというニュアンスが全然入っていないくて、実際聞いたもの

とニュアンスがちょっと違ってきているんじゃないかと思うんです。これを読むと。かなり吉田（博）委員と言ったとおりにさらっと言っているんで、あれだけ強く言っていたという。そういうことも現状の事実としてももう少し載せた方がいいのではないかと私も思います。

○久松委員 私も同感です。

○島岡委員長 その他何かありますか。

○吉田（博）委員 この辺の文面をどうするかというだけでいいと思うんだけどな。

○久松委員 最後の二行目のところね。

○吉田（博）委員 そうだね。

○久松委員 最後の二行目のところで、土砂の搬入については、事業者の判断ではなく、施工者の判断で行ったものであることが強調されましたとか。

○吉田（博）委員 強調して説明していたと。施工業者が。

○久松委員 説明をしてたというよりも、繰り返し説明していた訳だからね。強調していたと、自分の責任だよと。ということを強調していた訳だから、そのところちょっと。その旨入れたら、またニュアンスが変わってくるよね。

○吉田（博）委員 そういう印象が強かったということだよ。やるとすれば。当初は当然、事業主にも責任があって私は施工業者はただ頼まれたからやったんだぐらいのことを我々は期待していたんだけど。まさかの私の責任だ、私の責任だなんていうのは予想外だったね。その話がね。そのところをもうちょっと強調できればいいのかななんて思うんだよな。

○島岡委員長 いかがですか。篠塚委員。

○篠塚委員 大変申し訳ありません。前回お休みしていたんですけれども。ただ報告書としては、調査する権限のない委員会の報告なので、事実を重ねていただけでいいと思うんです。この筋道で。あと最後の言われてたところだけで、呼んだ施工業者のところの文面をどうするかだけの話だと思うので、この筋書きで、このとおりの報告書でよろしいかと思います。

○島岡委員長 ということはいじらないで。

○篠塚委員 いや。今言われている意見を委員会の中でまとめていただければ。私は前回出ていなかったものですから。

○吉田（博）委員 いなかったからな。

○島岡委員長 海老原委員はいかがですか。

○海老原委員 これで、まずはね。ただ、さっきの入れる分には問題ないですね。

○久松委員 例えば、こういうのはどうかな。最後の二行目のところね。土砂の搬入については、事業者の判断ではなく、施工者自身の判断で行ったものであるということを施工者自身が強調していました。

○今野副委員長 いいと思います。

○吉田（博）委員 いいよね。

○久松委員 土砂の搬入は、事業者の判断ではなく、施工者自身の判断で行ったもので

あることを施工者自身が強調していました。

○今野副委員長 繰り返し強調していた。

○久松委員 繰り返し。

○吉田（博）委員 実際そうだったからね。

○久松委員 そうだよな。

○吉田（博）委員 何度も、何度もそうやって言っていたから。

○島岡委員長 どうですか。今言われた強調していたという文言を加えると。

○今野副委員長 繰り返し強調していた。

○海老原委員 もう一回確認をして。もう一回文章の確認をして。

○島岡委員長 事務局。今のところを抜粋して。読んでいただいて、今、久松委員が追加するといったところを、追加するとどうなるかよろしいでしょうか。

○事務局 最初から。

○今野副委員長 最初からではなく、その部分。

○事務局 土砂の搬入は、事業者の判断ではなく、施工者自身の判断で行ったものでした。

○久松委員 であることを施工者自身が繰り返し強調していましたと。

○島岡委員長 その部分いかがですか。

（「よし」という声あり。）

○島岡委員長 それでは、繰り返し強調していたという。この部分を追加させていただくということでよろしいでしょうか。

（「はい」という声あり。）

○島岡委員長 今回の残土問題に対しましては、委員会として、いろいろスムーズな対応が取れるように行って来たと考えております。ましてや議員が関連していることでございますので、事情を知りたかった部分でもございます。前回の吉田（博）委員の施工者への発言の中、我々の委員会は警察ではない。事実確認をきちっとしておきたい。細かい内容は司法の場でと言っておりましたので、委員会としては、事実のみを報告させていただいて、先ほどの文面を入れさせていただいて、委員会の意見を入れさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。次回の全員協議会の場で3日の9時30分に全員協議会で私が発表させていただきますので、よろしく願いいたします。

○吉田（博）委員 委員長重きを持って、重く発表しろよ。

○島岡委員長 なるべく重い声でやる。

○吉田（博）委員 中々委員会で参考人を呼んでやるなんてないんだから。さすが総務市民委員会だと言われるくらいの重さで委員長は報告をすること。

○事務局 来年度になってしまうんですが、政務活動費の審査について、日程の調整をしていただければと思います。

○久松委員 4月か。

○事務局 去年は選挙がありました関係で4月8日に行わせていただいたのですが、そ

の前の年は、4月24日。第3週目になると思うのですがけれども。そちら辺りで行って
おりました。今年も、昨年がイレギュラーでして、一昨年同様で行きますと、4月20
日から24日の週あたりになるのかなと思いますが、日程の調整をお願いできればと思
います。

○篠塚委員 すいません。21・22日しか空いていません。20日が県の議長会で2
3日が関東議長会があるので。

○久松委員 21・22がいいの。

○篠塚委員 はい。

○吉田(千)委員 大変恐縮ですが、公明党の視察が21・22・23で入っておりま
す。ごめんなさい。

○事務局 そうすると、次の週の27・28・30。もしくはその前の週の13から1
7の週。という形。

○島岡委員長 27日ということでよろしいでしょうか。もし何か入ったら考えるとい
うことで。27日。政務調査費の点検。

○久松委員 時間は。

○島岡委員長 時間は10時でいかがでしょうか。

○吉田(博)委員 俺からちょっと皆さんにお願いしたいというか、3月の定例会の時
の分科会。いわゆる予算の日程からすると12日午後からが全体会だよ。そうすると
必然的に13日が総務市民委員会で分科会を開くのかというのが通常なんです。出来
れば16日の月曜日にやっていたらありがたいなと思うのですが、皆さんいかが
でしょうか。月曜日からずっと議会で疲れているだろうから。予算を審議するのに間を
空けて月曜日に朝からやったら、その方が頭がすっきりするのかなと。委員会を。

○島岡委員長 総務市民委員会16日でよろしいですか。

(「はい」という声あり。)

○島岡委員長 16日総務市民委員会。何時から。10時でよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり。)

○島岡委員長 以上で閉会いたします。お疲れ様でした。